

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月21日
【事業年度】	第32期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	スパークス・グループ株式会社
【英訳名】	SPARX Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 グループCEO 阿部 修平
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】	(03) 6711 - 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	グループ常務執行役員 グループCFO 峰松 洋志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】	(03) 6711 - 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	グループ常務執行役員 グループCFO 峰松 洋志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (百万円)	8,907	13,227	11,239	12,476	14,295
経常利益 (百万円)	3,179	6,668	4,051	4,423	6,189
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,346	4,681	3,246	2,301	3,468
包括利益 (百万円)	2,482	4,949	3,118	1,606	5,338
純資産額 (百万円)	17,183	21,391	21,020	20,338	23,276
総資産額 (百万円)	23,541	31,336	31,331	33,707	37,986
1株当たり純資産額 (円)	77.37	96.89	101.91	98.77	116.47
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.55	23.23	16.12	11.48	17.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	11.55	23.23	16.12	11.48	-
自己資本比率 (%)	66.7	62.3	65.5	58.6	61.3
自己資本利益率 (%)	15.7	26.6	16.2	11.4	16.1
株価収益率 (倍)	18.3	12.4	14.5	14.5	17.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,972	7,144	678	4,535	6,118
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,658	2,050	709	2,581	2,900
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	914	763	1,509	297	1,844
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	14,459	18,649	17,152	18,474	19,935
従業員数 (名)	133	140	158	169	180

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2018年3月期より株式付与ESOP信託を導入しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3. 第32期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (百万円)	1,460	1,974	2,489	3,606	3,272
経常利益 (百万円)	2,109	1,916	3,087	3,451	3,288
当期純利益 (百万円)	2,432	1,863	1,668	2,846	2,583
資本金 (百万円)	8,581	8,582	8,585	8,587	8,587
発行済株式総数 (株)	209,562,300	209,564,300	209,571,400	209,577,400	209,577,400
純資産額 (百万円)	13,757	14,840	14,987	14,998	17,480
総資産額 (百万円)	19,102	20,909	22,638	25,193	29,440
1株当たり純資産額 (円)	67.78	73.67	74.42	75.05	87.47
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	4.00 (-)	7.00 (-)	10.00 (-)	9.00 (-)	11.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.97	9.24	8.28	14.20	12.92
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	11.97	9.24	8.28	14.20	-
自己資本比率 (%)	72.0	70.9	66.2	59.5	59.4
自己資本利益率 (%)	18.7	13.0	11.2	19.0	15.9
株価収益率 (倍)	17.63	31.17	28.26	11.69	23.07
配当性向 (%)	33.42	43.29	120.77	63.38	85.14
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	23 (4)	23 (6)	29 (5)	35 (5)	24 (7)
株主総利回り (%) (比較指標: 配当込みTOPIX)	94.3 (114.7)	131.1 (132.9)	111.8 (126.2)	86.0 (114.2)	148.7 (162.3)
最高株価 (円)	270	419	328	286	343
最低株価 (円)	165	178	160	154	157

- (注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。
2. 当社は2018年3月期より株式付与ESOP信託を導入しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 2019年3月期の1株当たり配当額10円には、創業30周年記念配当3円を含んでおります。
4. 最高・最低株価は、2019年3月21日以前までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2019年3月22日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
5. 第32期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 従業員数について、第32期より当社を兼務する子会社従業員数を除いております。なお、前事業年度の基準で集計した場合の従業員数は40名であります。

2 【沿革】

- 1988年6月 虎ノ門投資顧問(株)として東京都港区に設立。
- 1988年11月 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業者登録（関東財務局第364号）。
- 1989年7月 スパークス投資顧問(株)へ商号を変更し、投資顧問業務を開始。
- 1993年10月 スイスに欧州におけるマーケティング活動を目的としたSPARX Finance S.A.を設立。
- 1994年7月 米国に投資顧問業務を目的とした米国証券取引委員会（SEC）登録投資顧問会社SPARX Investment & Research, USA, Inc.を設立。
- 1996年1月 米国に海外ファンドの管理業務を目的としたSPARX Fund Services, Inc.を設立。
- 1996年12月 英領バミューダに欧米の投資家向けオフショア・ファンドの運用・管理を目的としたSPARX Overseas Ltd.を設立。
- 1997年2月 スパークス投資顧問(株)が投資一任契約に係る業務の認可を取得（大蔵大臣第191号（認可取得時））。
- 1998年5月 国内マーケティングを目的としたスパークス証券(株)を設立。
 証券第1号、2号、及び4号免許を取得（大蔵大臣第10082号（認可取得時））。
 （同年12月、証券取引法第28条に基づく証券業登録）
- 2000年3月 スパークス投資顧問(株)が証券投資信託委託業の認可を取得（金融再生委員会第24号（認可取得時））。
 スパークス・アセット・マネジメント投信(株)へ商号を変更し、本社を東京都品川区大崎へ移転。
- 2001年12月 スパークス・アセット・マネジメント投信(株)が日本証券業協会に店頭登録。
- 2002年10月 SPARX Investment & Research, USA, Inc.が米国内での投資顧問業務を目的として米国証券取引委員会（SEC）に再登録（同社本社をニューヨークへ移転）。
- 2004年2月 欧州における既存・新規顧客向けにサービスを行うため、英国にSPARX Asset Management International, Ltd.を設立。同年8月、投資顧問業務及びグループファンド等のアレンジメント業務の認可を取得し、業務開始。
- 2004年6月 米国内でファンドの販売を行うSPARX Securities, USA, LLCを設立。
- 2004年12月 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
- 2004年12月 英国に海外子会社の管理を目的としたSPARX International, Ltd.を設立。
- 2005年2月 韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.）の株式の過半数を取得。
- 2005年4月 香港に海外籍ファンドの管理業務等を目的としたSPARX International (Hong Kong) Limitedを設立。同年8月、Advising on Securities, Asset Management業務の認可を取得し、業務開始。
- 2005年6月 業務内容の変化に伴い、SPARX Fund Services, Inc.の商号をSPARX Global Strategies, Inc.へと変更。
- 2005年7月 自己資金による投資業務の展開を目的として、スパークス・キャピタル・パートナーズ(株)を設立。
- 2005年8月 スパークス・アセット・マネジメント投信(株)を米国の投資顧問業として、米国証券取引委員会（SEC）へ登録。
- 2005年9月 第一回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を発行（発行額：50億円）。
- 2006年1月 韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.）を米国の投資顧問業として、米国証券取引委員会（SEC）へ登録。
- 2006年6月 アジア全域を対象とした投資プラットフォームの構築を実現させるため、SPARX International Ltd.を通じてPMA Capital Management Limited（現 SPARX Asia Capital Management Limited）の全株式を取得。
- 2006年10月 会社分割により持株会社体制に移行し、社名をスパークス・グループ(株)に変更するとともに、子会社であるスパークス・アセット・マネジメント(株)が、資産運用業務とそれに係わる人員及び資産等を継承。
- 2007年1月 グループ内における海外業務の効率化に伴い、SPARX Global Strategies, Inc.を解散することを決議。
- 2008年2月 グループ内における海外業務の効率化に伴い、SPARX Finance S.A.を解散することを決議。
 2018年10月清算結了。

2008年7月	California Public Employee's Retirement System (カリフォルニア州公務員退職年金基金)及びRelational Investors, LLCとのジョイント・ベンチャー解消に伴い、SPARX Value GP, LLCを解散することを決議。2008年12月清算終了。
2008年10月	早期退職を含む経営改革(第1次)を断行。
2008年10月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の9.7%を追加取得。
2008年11月	英国のSPARX Asset Management International, Ltd.の営業を停止。
2009年2月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の21.0%を韓国ロッテ・グループの関係会社に譲渡。
2009年2月	早期退職を含む経営改革(第2次)を断行。
2009年7月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の10.0%を追加取得。
2009年9月	グループ内における海外業務の効率化に伴い、SPARX Investment & Research, USA, Inc.、SPARX International, Ltd.及びSPARX Asset Management International, Ltd.を解散することを決議。2011年12月までに上記3社は清算終了。
2009年9月	米国Hennessy Advisors Inc.と米国における投資信託ビジネスの提携に関する契約を締結。
2009年12月	日本風力開発株式会社と「スマートグリッド」に関連する技術・ビジネスモデルを有する日本企業に共同で投資を行う投資事業有限責任組合設立のための契約を締結。現在は、クリーンテック投資戦略としてファンドが設立されたため、当該組合は役割を終えたとして解散。
2010年2月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の8.9%を韓国ロッテ・グループの関係会社に譲渡。
2010年7月	スパークス・アセット・マネジメント(株)とスパークス証券(株)が、スパークス・アセット・マネジメント(株)を存続会社として合併。
2010年8月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の10%を追加取得。
2010年11月	SPARX International(Hong Kong)Limitedの全株式をMCP Asset Management Co., Ltd.に譲渡。
2011年2月	スパークス・グループ(株)とスパークス・キャピタル・パートナーズ(株)が、スパークス・グループ(株)を存続会社として合併。
2011年6月	PMA Capital Management Limitedの商号をSPARX Asia Capital Management Limitedへと変更。
2011年11月	Cosmo Investment Management Co.,Ltd.が韓国投資信託委託業ライセンスを取得し、それに伴い商号をCosmo Asset Management Co., Ltd.に変更。
2012年5月	本社を東京都品川区東品川へ移転。
2012年6月	不動産関連投資ファンドビジネスへ参入。
2012年6月	東京都の官民連携インフラファンド運営事業者に選定される。
2012年8月	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング業務を行うスパークス・グリーンエネルギー&テクノロジー(株)を設立。
2012年11月	Cosmo Asset Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)は、本社をソウル特別市中心部の永登浦区汝矣島へ移転。
2013年11月	Cosmo Asset Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)が韓国国内におけるヘッジファンドのライセンスを取得。
2014年4月	ジャパンアセットトラスト(株)の全株式を取得し、商号をスパークス・アセット・トラスト&マネジメント(株)へ変更。
2014年10月	東京都の官民連携再生可能エネルギーファンド運営事業者に選定される。
2015年2月	Cosmo Asset Management Co., Ltd.の商号をSPARX Asset Management Korea Co., Ltd.へと変更。
2015年11月	未来社会に向けたイノベーションの加速を目的とする新たな未来創生ファンドを設立。
2016年6月	本社を東京都港区港南へ移転。
2017年1月	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.が、本社をソウル特別市の鍾路区鍾路へ移転。
2017年11月	運転開始後のフェーズにおける投資にフォーカスした長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたブラウンフィールドのファンドを設立。
2018年12月	投資事業組合財産の運用及び管理を行うスパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社を設立。
2018年12月	投資アドバイザー業を行うSPARX Capital Investments, Inc.を米国に設立。

2018年12月	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.の持分の追加取得により100%子会社化。
2019年3月	東京証券取引所市場第一部に指定。
2019年4月	量子アニーリング技術研究開発ソリューションを提供する株式会社シグマアイに出資・参画。
2020年4月	投資事業組合財産の運用及び管理を行うスパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社を設立。
2020年6月	監査等委員会設置会社へ移行。
2020年11月	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.が、本社をソウル特別市の鍾路区セムナン路へ移転

3【事業の内容】

(1) 事業の内容について

・当社グループの事業の概要について

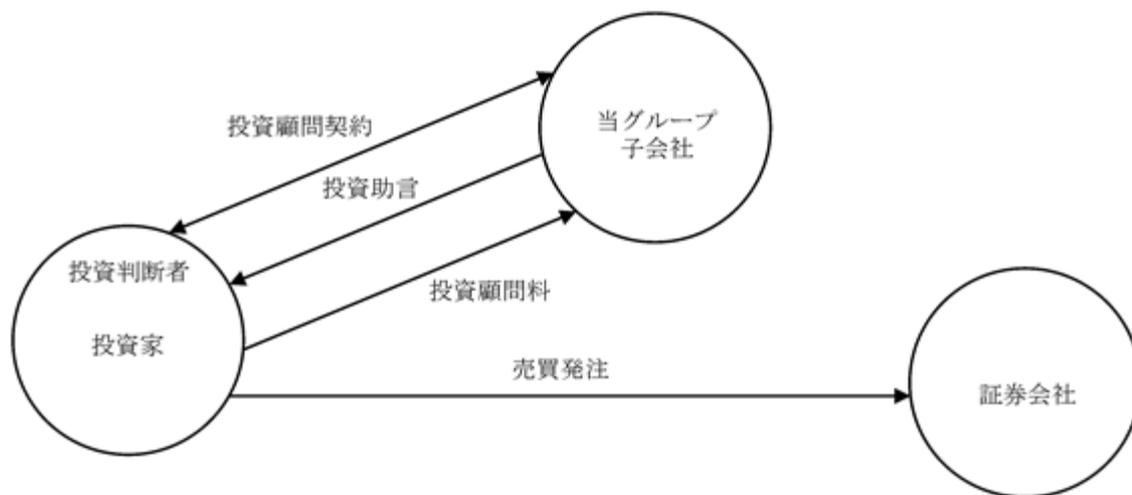
当社グループは、スパークス・グループ株式会社を持株会社として、日本及び海外子会社で構成される、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務とする企業集団であります。

当社グループが提供する資産運用業は主として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社による日本株式、再生可能エネルギー発電事業（発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資）、未公開株式などを投資対象とした調査・運用のほか、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社による不動産及び再生可能エネルギー発電事業（発電事業等の運転開始後の安定稼働フェーズ）などを投資対象とした調査・運用、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.による韓国株式を投資対象とした調査・運用及びケイマン諸島籍のSPARX Asia Capital Management Limitedの100%子会社であり、香港を主要拠点とするSPARX Asia Investment Advisors Limitedによるアジア株式を投資対象とした調査・運用から成っております。

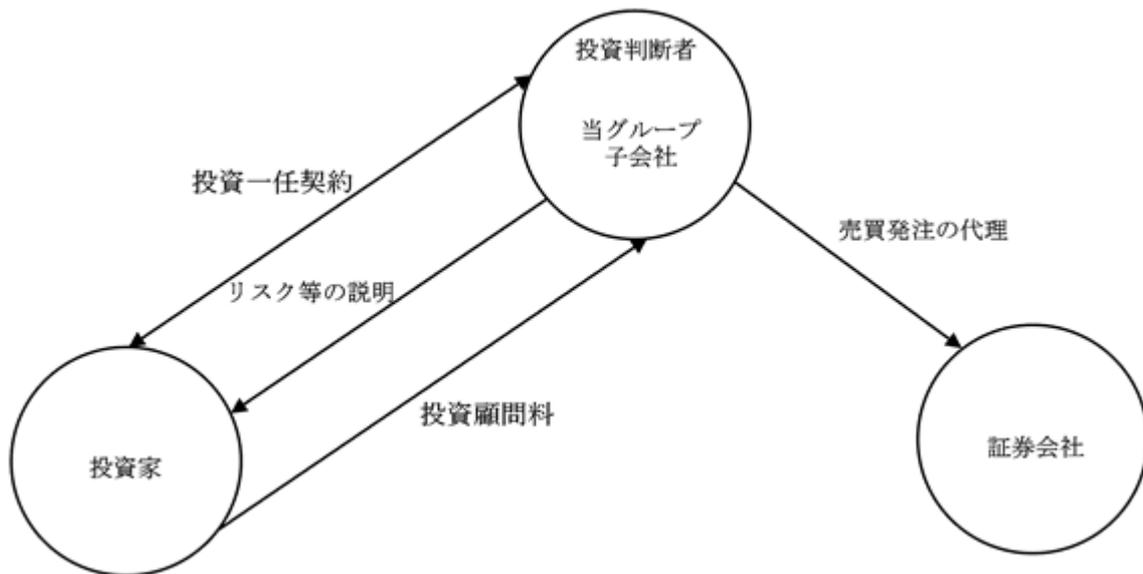
・資産運用業の仕組みについて

投資顧問業とは、株式、債券などの有価証券に対する投資判断（有価証券の種類、銘柄、数、価格、売買時期などの判断）について、報酬を得て専門的立場から、投資家に助言を行う業務です。投資顧問業はさらに、「投資助言業務」と「投資一任業務」に大別されます。このうち投資助言業務は投資家との間で「投資顧問契約」を結び、その契約内容にしたがって投資助言のみを行う業務です。この場合、実際の投資判断と有価証券の売買・発注は投資家自身で行うこととなります。一方、投資一任業務は、投資家と「投資一任契約」を締結し、顧客から投資判断の全部又は一部と売買・発注などの投資に必要な権限を委任される業務です。投資一任契約の場合、どの有価証券への投資を通じて投資家の資産を運用するかという投資判断と実際の売買発注までを投資顧問会社が行います。

投資助言業務の仕組み

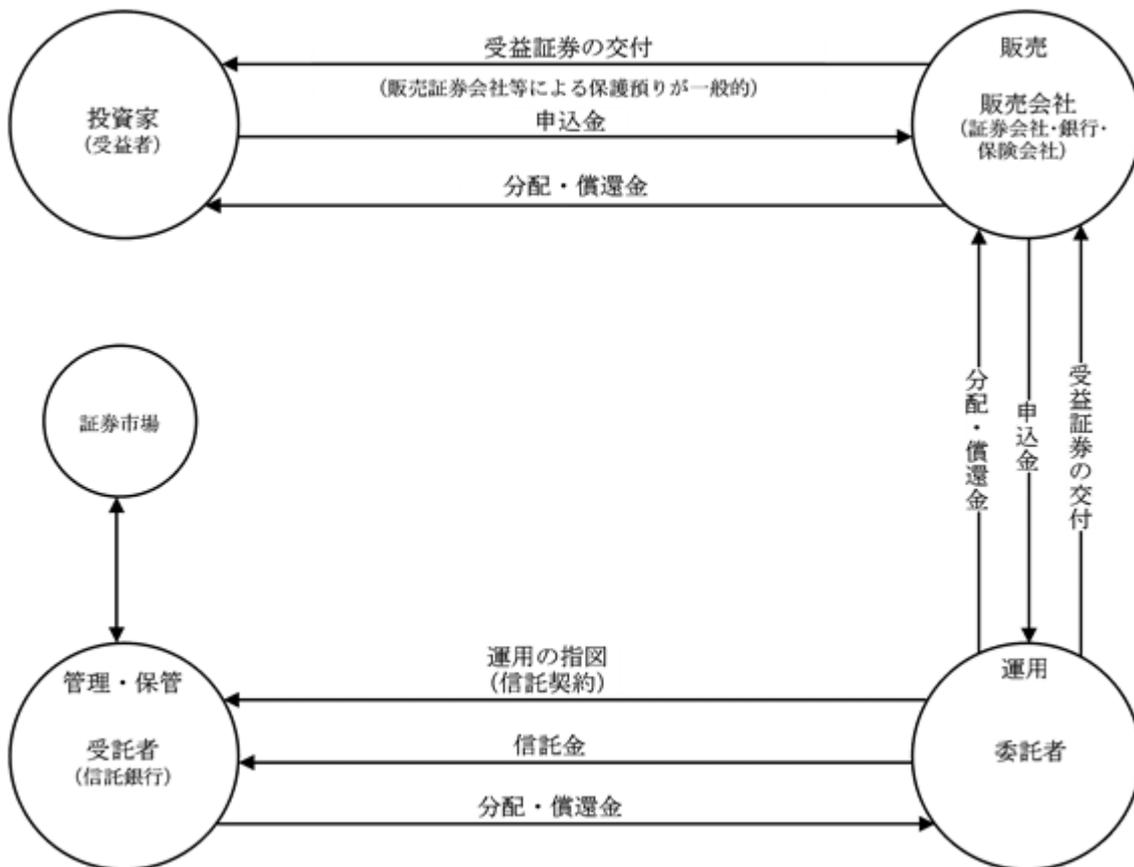


投資一任業務の仕組み



他方、投資信託委託業とは、業として委託者指図型の投資信託の委託者となることでもあります。運用の専門家である投資信託委託業者（委託者）として、投資信託への投資として投資家（受益者）から集めた資金を一つにまとめ有価証券に分散投資し、その成果（運用損益）を投資家に配分することを業務としております。

投資信託（契約型）の仕組み



（注）投資信託には契約型と会社型があります。このうち、わが国の主流は契約型でありますので、上記では契約型の仕組みを記載しております。

・当社グループの提供する投資戦略の変遷について

当社は、1989年7月1日の業務開始以来、独立系の投資顧問会社として日本株を中心に企業への個別訪問によるボトムアップ・アプローチを軸に、店頭登録企業を主体とする中小型株への投資に専門性を持った投資顧問会社として創業し、独創的な資産運用を行ってまいりました。

日本経済に大規模な構造変革が起きることを想定し、その変革の担い手は大企業ではなく、店頭登録企業に代表される新興の成長企業、中でも経営者が自社のマネジメントに哲学をもつオーナー企業であるとの確信に基づき、そのような企業を対象とする運用に特化したしました。その結果、創業時より必然的に採用された運用調査手法が、会社訪問による企業調査を中心とした「ボトムアップ・アプローチ」です。当社の調査対象である企業の分析は公開情報を机上で検証するのみでは十分とは言えません。投資対象企業に直接赴き、企業経営者の「生の声」を聞くことを通じて確認できる経営哲学、企業の現場でのみ体感できる成長企業の胎動を確認することで単なる文字や数字の羅列に過ぎない公開情報の奥に潜む真の企業像を浮き彫りにすることができると考えているからです。

この「ボトムアップ・アプローチ」に基づく個別企業訪問では主に「企業収益の質」「市場成長性」「経営戦略」を丹念に調査し、事業リスクなどを勘案したうえで将来の収益及びキャッシュ・フローの予測を行い、企業の実態から見た株式価値を計測します。この企業実態から見た株式価値と日々の株価との間に存在する乖離（バリュース・ギャップ）を投資機会として捉えます。これに独自の調査や投資仮説に基づき把握したバリュース・ギャップ解消のカタリスト（きっかけ・要因）を加味して投資判断を下しています。

1990年代の日本の株式市場では、市場における「勝ち組企業」と「負け組企業」の評価が明確化するとともに、大企業においても事業の再構築の進展度合いにより、市場の評価の二極化が進展しました。この結果、業種間の評価格差や同一業種内での株価の二極化が急速に進展し始めました。このような市場の変化に的確に対応するために、1997年6月よりロング・ショート運用を開始いたしました。また同年、世界各国のヘッジ・ファンドを投資対象としたファンド・オブ・ファンズ運用も開始いたしました。

1999年からは、TOPIXをベンチマークとする年金基金の運用を開始し、国内大手証券会社のラップ口座の運用を受託いたしました。また、投資対象銘柄数を絞り込んだ集中投資型のファンドも同年運用を開始しております。加えて、2000年3月の投資信託委託業の認可取得後は国内公募投資信託、国内私募投資信託の運用を開始し、さらに2000年4月より国内の未公開企業を投資対象とした運用も開始いたしました。

2003年1月からは、企業統治（コーポレート・ガバナンス）を基軸とした日本企業の価値の拡大を促す投資ファンドの運用を開始いたしました。この投資では、投資対象企業を絞り込むことで一社当たりの持ち株比率を大きくし、投資先の企業の経営者と建設的な意見交換や議論を行い、十分な理解を得た上で、株主、従業員、その他利害関係者の利益のために、企業価値向上のための諸施策を求めてまいりました。この投資を行うに当たっても、投資先企業の選定方法は、当社が永年に渡り培ってきた「ボトムアップ・アプローチ」であることには変わりありません。これは、企業価値の本質を深く調査する従来のリサーチを進める過程でコーポレート・ガバナンスの観点から効率的な経営に転換できる企業を発掘することが可能であると判断しているためであります。

その後は、世界中の投資家の皆様にアジアの投資インテリジェンスを提供する最強のブランドを構築すべく、「Center for Asia Investment Intelligence」の旗印を掲げ、アジア経済の発展を享受すべくアジア地域での業務拡大を積極的に行ってまいりました。具体的には、2005年2月に韓国の資産運用会社 旧Cosmo Investment Management Co.,Ltd.（現、SPARX Korea社）の株式の過半数を取得し、韓国株式の調査・運用拠点をグループ内に持つことといたしました。さらに2006年6月に、日本を除くアジア地域で最大規模のオルタナティブ運用資産を保有する旧PMA Capital Management Limited（現 SPARX Asia社）の全株式を取得し、SPARXグループが培ってきた運用手法・ノウハウをグループ全体で共有しつつ、経営資源を配分しております。

2012年からは、世界的な低金利と資金余剰を背景に、安定的なインカム・ゲインが期待できる投資に、国内外からの強い関心が寄せられていることから、2012年9月にSPARX Asia Capital Management Limitedにおいて、海外の機関投資家を対象に日本の居住用不動産を投資対象としたファンドを設定いたしました。更に2014年4月に全株式を取得したSATM社における不動産投資のノウハウを活かし、住宅、オフィスビル、倉庫、商業施設のみならず、ヘルスケア関連施設等への投資も開始しております。

また、2012年6月に東京都の官民連携インフラファンドの運用事業者に指名され、太陽光を中心とする再生可能エネルギー発電事業を投資対象とする投資事業組合を組成し、その具体的な運用を開始いたしました。現在では複数のファンドからの投資実績が着実に積み上がっております。また、これまで提供してきた発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資（グリーン・フィールド投資）に加えて、運転開始後のフェーズにおける投資（ブラウン・フィールド投資）にフォーカスした、長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドを設立し、運用を開始しております。

2015年11月に新たな取り組みとして、次世代の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため、トヨタ自動車様及び三井住友銀行様と未来創生ファンドを設立し、国内外のベンチャー企業への投資を着実に実行しております。また、2020年に宇宙企業に投資を行う宇宙フロンティアファン

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
SPARX Overseas Ltd.	英国領バミューダ諸島	1,562千米ドル (141百万円)	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル市	42億韓国ウォン (509百万円)	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。
スパークス・アセット・マネジメント株式会社 (注)3、4	東京都港区	2,500百万円	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。
SPARX Asia Capital Management Limited (注)4	英国領ケイマン諸島	38,001千米ドル (4,133百万円)	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。
SPARX Asia Investment Advisors Limited (注)2	中国・香港特別行政区	3,100千香港ドル (45百万円)	資産運用業	100.0 (100.0)	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社(注)3	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業コンサルティング	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社(注)4	東京都港区	100百万円	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。
スパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社	東京都港区	50百万円	投資事業組合財産の運用及び管理	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。 資金援助あり。
スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社	東京都港区	50百万円	投資事業組合財産の運用及び管理	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。 資金援助あり。
SPARX Capital Investments, Inc.	米国カリフォルニア州	1,000千米ドル (111百万円)	投資アドバイザー業	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。
上記のほか、連結子会社4社があります。	-	-	-	-	-
(持分法適用関連会社)					
株式会社シグマアイ	東京都港区	100百万円	量子コンピューティングシステム及びそのソフトウェアの開発、設計及び販売	49.7	役員の兼任あり。

(注)1. 資本金の()書きは在外子会社の円換算額であります。為替レートは、連結子会社となった時の月末レートを使用しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有の割合で内書であります。

3. スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びスパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社については、営業収益(連結会社間の内部営業収益を除く)の当連結営業収益に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報は以下のとおりです。

会社名	主要な損益情報				
	営業収益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	11,596	5,337	3,491	8,681	13,011
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	1,437	1,030	647	1,343	1,979

4. スパークス・アセット・マネジメント株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社及びSPARX Asia Capital Management Limitedは、特定子会社に該当いたします。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
投信投資顧問業	180
合計	180

(注) 従業員数は就業人員であり、当社グループの全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
24 (7)	48.3歳	8年11ヶ月	9,662

- (注) 1. 従業員数は、派遣社員、有期社員、子会社への出向者の他、当社を兼務する子会社従業員を除く就業人員であります。なお、前事業年度の基準で集計した場合の従業員数は40名であります。
2. 平均年間給与は、提出会社が費用負担する固定報酬の他、兼務先である事業子会社が費用負担する固定報酬も含めて算出しております。なお、提出会社は持株会社であり、短期業績連動報酬(賞与)・中長期業績連動報酬(ESOP)は兼務先である事業子会社が費用負担していることから含めておりません。なお、前事業年度の基準で集計した場合の平均年間給与は6,813千円であります。
3. 平均勤続年数は、グループ各社における勤続年数を通算しております。
4. 臨時従業員の平均雇用人員の総数が従業員の100分の10を超えているため、()外数にて記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

(1) 経営方針

当社グループは、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」になることで「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」というミッションの実現を目指す、独立系の資産運用グループであります。また、資産運用サービスを中核事業とする企業グループとしては、日本で初の公開/上場会社であります。

私どもの経営の基本方針の第一は、投資家の皆様に真に役立つ投資インテリジェンスを運用商品として提供し、ご満足いただける運用成果をお届けすることにあります。そのために、創業以来の「マクロはミクロの集積である。」との投資哲学に基づく徹底したボトムアップ・アプローチを基軸として、常に革新的な投資手法の開発に努めております。さらに、日本株のスペシャリストとしての経験と知識を株式以外の不動産や発電事業等のインフラ資産への投資スキームにも展開すると共に、韓国・香港の子会社が培った力を統合することで、アジアに関心を寄せる世界中の投資家の期待に応え得る投資インテリジェンスと優れた運用成果の提供に努めてまいります。

方針の第二は、お客様の期待に応えたビジネス拡大を通して、株主の皆様に満足いただける収益を産み出すと共に、企業としての存続と成長の礎となる適切なガバナンスとコンプライアンスの態勢を維持・強化することにあります。更なる運用成績の向上への取り組みに加え、新たな投資商品の開発と提供によって収益の拡大を目指す際に、積極的な事業展開と効率性の追求が、コンプライアンスの弛緩に決して繋がることのないように、ガバナンスの実効性を絶えず検証してまいります。

方針の第三は、お客様と株主の皆様の期待に応える事業展開を支えるための有為な人材の保持、獲得と育成であります。高度な専門性と柔軟な創造力、そして強い自己規律の精神を持った人材がチームとして取組んでこそ、私共が目指す資産運用サービスの提供が可能になると考えております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの収益の大半を占める投信・投資顧問料収入は、運用資産の残高と報酬料率に応じて生じる残高報酬と、運用成績の良否等によって変動する成功報酬に大別されます。後者の成功報酬は、当社グループの全ての運用資産から発生するものではありません。

従って、当社グループにとって最も重要な経営指標は、収益の源泉である運用資産の残高及び残高報酬料率であります。運用資産残高の推移は適時に把握するのみならず、その変動がお客様からの新規設定や解約によって生じたものか、市場の一般的動向によるものか、運用成績の良否によるものか等を分析し、当社グループの事業競争力の客観的な把握に努めております。また、より付加価値の高い投資戦略を開発・提供することによって、より高い残高報酬料率の実現に努めております。

次に重要な経営指標は、残高報酬の金額から経常的経費を差引いた金額として認識される基礎収益力の水準であります。基礎収益力は持続的かつ安定的な事業運営の基盤でありますから、それが赤字となる状況が生じた場合には、運用報酬の増加を目指すのは当然であります。経費削減も含めたあらゆる施策により早期に黒字を回復させる必要があります。一方、基礎収益力が十分な黒字を維持している場合には、成長に向けた投資余力があるとの判断も可能です。

さらに、成功報酬の金額及びROEも当然に重要な経営指標であります。当社の営業成績は、基礎収益力と成功報酬によって大半が決定し、その結果に基づき賞与等の支払も決定されますから、成功報酬の多寡が年度毎の営業利益の水準に大きく影響し、結果ROEにも大きく影響します。全運用資産の中で成功報酬が発生し得る資産の割合、成功報酬の発生状況等、業績への影響度合いを把握するだけでなく、より付加価値の高い投資戦略を開発・提供することによって、成功報酬が発生しうる運用資産残高の増加に努めることでROEの向上に努めております。

(3) 経営戦略等

当社グループは、着実に利益成長を実現する強い体質の構築を目指しております。その達成のため、以下4つの投資戦略が柱であると考えております。

1 本目の柱は、日本株式投資戦略です。

子会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社が運用するファンドは、運用評価機関から継続して高い評価を受けております。また、私どもの投資哲学や運用スタイルへの関心も引き続き高いことから、日本の個人投資家の皆様に「日本株ならスパークス」とのSPARXブランドをさらに幅広く認知いただくよう努めております。

2 本目の柱は、OneAsia投資戦略（アジア株式を対象とする運用戦略）です。

東京・香港・韓国のファンドマネジャーがアジア企業への調査などを共同で行っており、投資アイデアを共有することを続けた結果、パフォーマンスも上がり運用資産残高の増加につながり始めています。アジア企業の調査を通じ、今まで日本株式運用で培った運用手法を伝承することで「アジア株もスパークス」とのSPARXブランドを構築してまいります。

3 本目の柱は、実物資産投資戦略です。

再生可能エネルギー発電事業のインフラ資産や不動産を投資対象とする実物資産の運用戦略は、全国の発電施設への投資を31件実行しており、再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高は2,409億円の規模となっております。太陽光のみでなく、風力・バイオマス発電所も安定稼働させており、今後も投資対象先を拡大してまいります。また、発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資（グリーン・フィールド投資）に加えて、運転開始後のフェーズにおける投資（ブラウン・フィールド投資）にフォーカスした、長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドも運用しております。ブラウン・フィールドのファンドでは、当社グループで開発した発電設備のみならず外部からの発電設備の取得も行うことができます。今後も引き続き再生可能エネルギーファンドのパイオニアとして皆様のご期待にお応えするべく、魅力的な投資商品の提供を行ってまいります。

4本目の柱は、プライベートエクイティ投資戦略です。

次世代の企業の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため設立した未来創生ファンドは、投資が完了した1号ファンドだけでなく2号ファンドにおいてもIPO等のイグジット案件も出てきており、これまでの投資の成果が、具体的に投資家の皆様へのリターンとして実現してきております。また、宇宙企業に投資を行う宇宙フロンティアファンドや、日本における高い技術・技能を維持しモノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人材・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資する日本モノづくり未来ファンドを設立しております。これらのファンドについても投資を着実に実行し、投資実績を積み上げ、質の高い投資を通じて、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成することで未来社会に貢献することを目指してまいります。

また、上記に加え、スパークスのこれまでのファンドビジネスを強化するため、新たな成長領域への投資を始動いたしました。AI（人工知能）の利用が前提となった新しい時代の成長領域は、エネルギー、医療・介護、金融などと考えており、これらが量子コンピュータなどのデジタル時代を牽引する新しい道具と結びつくことがカギとなると考えております。これらを次のスパークスのビジネスの柱にしようとして一歩一歩確実に前進しております。量子コンピュータ分野への投資は、東北大学及び量子アニーリングコンピュータの世界的権威である大関真之教授からのご理解を得て、この分野に特化した新会社シグマアイに2019年4月設立し、資本参画しております。医療・介護についても、小さな一歩を踏み出しました。具体的には医療法人社団五葉会のご理解を得て、コンサルティング業務を提供させていただいております。また、介護分野への投資も実行しております。医療領域の効率的な成長は社会的な使命であり、私達投資会社として参画し貢献すべき領域であると考えております。単に目先の短期的な収益を追うのではなく、時代の要請をしっかりと受け止めて、これまでのスパークスでやってきた良い投資を、金融投資家として、立派な医療機関とそれを支える優秀な医療の専門家の方々とともに、実践していきたいと思っております。

スパークスでは、1989年創業以来、企業を一社一社徹底的に調べ、現場に赴いて実際に目で見て判断する“現地現物”による調査活動を徹底してまいりました。新型コロナウイルス発生以降は、5G（第5世代移動通信システム）、AIなどの技術を活用して、教育、医療、自動運転など世界はあらゆる分野で非接触型に移行していくものと思われます。この非接触型社会への移行の中で、当社グループが大切にしてきた“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観を、どのようにして維持・強化していくのか、この変化に立ち向かっていきたいと考えております。また、これからも創業時より続けている投資の勉強会「パフェットクラブ」などを通じて、高い知見・見識を備え、人格的にも優れた次世代を担う経営者を育成することが、私が経営者として負うべき最も大切な仕事だと思っております。企業文化や変わらない投資哲学を若い次の世代に継承しながら、新しい成長領域への投資に取り組み続けることのできる強い組織の創造に向けて努力精進してまいります。

(4) 経営環境

直近の経営環境については、第一部 企業情報、第2 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要に含めて記載しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上課題

新型コロナウイルス感染症が世界経済へ悪影響を及ぼす一方、各国の積極的な財政・金融政策、ワクチンの接種開始などを背景に経済活動が正常化するとの期待から、日経平均株価をはじめ、各国株式市場が概ね堅調に上昇したことに加え、引き続き安定して高い運用実績を維持した結果、当年度のグループ運用資産残高（AUM）は前年度末比36.7%増加し、1兆5,356億円（注1）となりました。

これに合わせて、費用面も引き続き適切にコントロールしたことで、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注2）は、前年度比23.8%増の44億44百万円（前年度は35億91百万円）となり、安定的に稼ぐ力を着実に強化することができました。

また当年度は、前年度に比して成功報酬がさらに増加したことによって、当社グループ特有の残高報酬と成功報酬によるハイブリッド型収益モデルが有効に機能し、営業利益は前年度比41.7%増の63億49百万円（前年度は44億79百万円）となり、増収増益を達成しました。

来年度についても当社グループの厚い人材力、投資力によって運用パフォーマンスの質を維持し、増収増益を目指すとともに、当社グループのミッションである「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」を実現するため、ESG（注3）への取り組みを通じて継続的な企業価値向上を実現すべく、主として以下の課題に取り組んでまいります。

課題の第一として、5年後の2026年3月期までに運用資産残高（AUM）3兆円を達成するため、市場に影響されない安定的な投資戦略と収益性の高い投資戦略によるハイブリッドのビジネスモデルを、引き続き強化・拡大してまいります。

成長実現のための4本柱（「日本株式」「ワンアジア株式」「実物資産」「プライベートエクイティ」）という、従来からの高収益な上場株式の投資戦略と安定性の高い実物資産/プライベートエクイティ投資戦略のAUMを、2026年3月末までの5年間で、前年度末残高の倍にあたる3兆円に増加させることを当面の目標としてそれぞれ引き続き強化することに加え、今後も当社グループならではの革新的な投資戦略を継続的に構築し、ビジネスモデルをさらに多様化・安定化することで、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

また、日本株式サステナブル投資戦略や再生可能エネルギー投資戦略など、直接的にESGを投資対象とすることが明確な個別の投資戦略以外の投資戦略も含めたビジネスモデル全体と、当社グループのミッション、ビジョン、パーパスなどと合わせて、当社グループのサステナビリティについての取組みを明確にし、投資対象の多角化によるシナジー効果など、当社の強みについて株式市場と適切に対話することで、株式市場から適切にご評価いただけるようIR活動にも取り組んでまいります。

4本柱についての、当面の主な課題は以下の通りです。

日本株式投資戦略については、例えばこの4月にも、代表的な外部評価機関であるR&I社から、国内中小型株式部門は過去20年、国内株式コア部門は過去10年のトラックレコードでそれぞれ最優秀賞をいただくなど、長期に渡る非常に高いパフォーマンスを背景に、当面1,000億円程度のAUMを目標に再拡大しているロング・ショート戦略や、エンゲージメント戦略など収益性の高いオルタナティブ商品への取組みを強化してまいります。

また、欧州などを中心にESG投資への需要がコロナ禍で一層加速する中、今年度AUMが倍増したサステナブル投資戦略については、特に海外機関投資家から引き続き強いご関心を寄せて頂いております。ただ闇雲に規模を追うのではなく、質の高い運用を継続しつつも、来年度はAUMを更に倍増させてまいります。

ワンアジア株式投資戦略については、日本・韓国・香港の3拠点が丸となった運用力強化が成果に結びつきあり、良好な運用成績を背景に今年度はAUMを倍増させることが出来ました。中長期的には、本投資戦略を日本株式投資戦略と同規模以上に成長させるべく、時間を掛けて重層的で高品質な運用体制を構築してまいります。

実物資産投資戦略については、太陽光から、バイオマスや地熱など引き続き高い投資リターンが見込まれる発電所へと、開発の重点を移すとともに、グリーン水素（注4）やコーポレートPPA（注5）など、固定価格買取制度後を見据えた投資戦略の開発を積極的に進めてまいります。

プライベートエクイティ投資戦略については、未来創生2号ファンドからの投資が順調に進んでいることから、今年度は「カーボン・ニュートラル」にも資する会社も投資対象に含めた、新しいファンドのローンチを目指してまいります。また今後、未来創生1号、2号ファンドが投資した企業が、株式市場に上場する等エグジットすることに伴う売却益の一部が、当社グループの成功報酬として計上されてまいりますので、この成功報酬を最大化するためにも引き続き売却活動に注力してまいります。その他、今年度設立した宇宙フロンティアファンドや日本モノづくり未来ファンドについても、投資を着実に実行し、質の高い投資を通じて、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成し、未来社会に貢献することを目指してまいります。

さらに上記の4本柱に加えて、AIの利用が前提となった新しい時代の成長領域であるエネルギー、医療・介護、金融などと、量子コンピュータなどの新しい道具が結びつく領域へ、保守的な財務運営方針のもと、一定の自己資金やグループ内リソースの範囲で、当社グループROEの向上に貢献する当社らしい投資をさらに進めてまいります。またこのような成長領域への投資を通じて、新しいビジネスをゼロから生み出す企業文化と起業家精神を活性化し、これまでのファンドビジネスをさらに強化するとともに、企業文化や変わらない投資哲学を次世代に継承しながら、新しい取組みを自律的に続けることのできる強い組織を創造してまいります。

課題の第二として、今後の成長に向けて、ポスト・コロナ時代に適応した新しいビジネスの進め方、働き方を構築するため、改めて大切にすべき価値観を再定義し浸透を図ってまいります。

昨年春の新型コロナウイルス感染症拡大以前より、BCP（事業継続計画）に定める重要業務については、仮にオフィスが使えない状況になった場合でも円滑に業務遂行できる体制を整えておりましたが、今年度はコロナ禍を機に、より広範な業務について、職員の自宅などからリモートで業務が出来るよう社内DX化を一段と進めました。来年度はこれに加え、職員の健康への一層の配慮や、当社に合った在宅勤務制度を導入するなど、育児・介護、共働き、ハンディキャップなど職員が置かれた様々な状況下でも、当社グループに貢献し続ける意思と能力を持った優秀な職員が働き続けることができる就労環境を、より充実させてまいります。

一方で、職員が様々な状況下で働くことになる場合、これまで当社グループが大切にしてきた“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観の継承、経営者との直接対話などボトムアップ・アプローチによる調査活動、投資哲学など当社グループの特徴を丁寧に説明することを重視した営業活動など、ビジネスの根幹をなす様々な活動において、これまでとは異なる取組みが必要となります。そのためにも、全職員のベクトルを合わせるため、当社グループは社会に対してどのようなポジティブなインパクトを与えたいのか、何を成し遂げたいのか、その

ためにどのような会社でありたいのか。また、変わらない・変わってはいけない普遍的な思想・哲学と、そのもとで時代とともに日々進化し続けていくべき投資の技・型は、具体的にどのようなものであるべきか。当社グループの価値やユニークさを、改めて全役職員と一緒に確認し、考え、言葉にし、時代に即した新たな当社グループの「憲法」とも呼ぶべき企業理念を再定義し、浸透させることから始めてまいります。

当社グループのビジネスは「人が全て」と言っても過言ではありません。当社グループの新しい「憲法」のもと、ジェンダー、国籍、新卒者と中途採用者、シニア・ベテランと若手など、様々な多様性を互いに尊重し、優秀な人材同士が引き続き互いに切磋琢磨し、成長の機会が与えられて自らの成長を実感できる場を提供することで、従業員エンゲージメントを高めてまいります。

課題の第三として、次世代のマネジメントを育成、登用し、合わせてガバナンス体制を高度化してまいります。

当社グループにとって次世代のCEO選任は、引き続き非常に大きな経営課題であることから、取締役会は、客観性・適時性・透明性ある手続きを確立し、十分な時間と資源をかけて、CEOの後継者計画の策定・運用を具体化し、後継者候補を育成してまいります。

次世代を担うマネジメントの必要条件としては、当社グループにおいては1989年の創業来、投資先候補企業を一社一社徹底的に調べ、現場に赴いて実際に目で見て判断する“現地現物”による調査活動、いわゆるボトムアップ・アプローチを徹底しておりますが、こうした日々の地道な活動の積み重ねによって、当社グループ役職員が自然と共有している価値観の他、高い知見・見識を備え、人格的にも優れていることです。このような要件を充たした人材に対して、より高い課題を与えて自覚を促していく他、異業種を含め、社外から採用した優秀な人材をある程度の時間を掛けて育成し、これらを競わせ、衆目が認める結果を残した人材を、次世代のCEOとして登用してまいります。

当社は、昨年6月の定時株主総会において、監査等委員会設置会社へガバナンス体制を移行致しました。これは、経営の監督と執行の分離を明確にして取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行権限を大幅に委譲することによって業務執行の迅速化を实践する過程で、優れたマネジメント人材を育成することを目的の1つとしております。また、課題の第一でも触れた「新しい時代の成長領域への投資」など、CEO自らがリードするプロジェクトに参加すること等によって、ビジネスの進め方について直接CEOから学ぶ機会を作っております。さらに、これまで社内勉強会「パフェット・クラブ」やOJTなどを通じて、投資の型・技を伝承し、投資家を育成してきたプロセスを、起業家の育成プロセスにも応用することで、次世代のCEO育成にも役立ててまいります。その他、課題の第二でも触れた、当社グループの新しい「憲法」とも呼ぶべき企業理念を再定義、浸透させていくことで、創業時から大切にしている創業者の想いについても改めて明確化し、次世代のCEOが中心となって運営する組織にも引き継いでまいります。

本年4月には、金融庁よりコーポレート・ガバナンス・コードの改定案が示され、また東京証券取引所の新市場区分におけるプライム市場の上場企業には、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットすることが求められております。当社グループには、日本初の独立系上場投資会社として、スチュワードシップ・コードとコーポレート・ガバナンス・コードの両方を高いレベルで実践する責務があります。この責務を全うするためにも、当社グループらしい、時代の要請に沿ったガバナンス体制の高度化を模索、実現してまいります。

(注1) 当連結会計年度末(2021年3月末)運用資産残高は速報値です。

(注2) 「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益 = 残高報酬(手数料控除後) - 経常的経費

(注3) ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものであり、企業が中長期的な成長を目指すために、これら3つの視点が重要であるとされています。

(注4) コーポレートPPA(Corporate Power Purchase Agreement)とは、企業や自治体などの法人(電力需要家)が発電事業者から再生可能エネルギーの電力を、直接、長期(通常10~25年)間、購入する契約のことを指します。一般的には、固定価格買取制度(FIT)やフィード・イン・プレミアム(FIP)のような国による再エネ買取制度との対比で用いられ、公的な再生可能エネルギー支援制度を使わず、民間企業と独自に再生可能エネルギー電力の長期買取契約を結ぶスキームを意味します。

(注5) グリーン水素とは、水を電気分解し、水素と酸素に還元することで生産される水素のことです。この水素を利用し、酸素を大気中に放出することで、環境へ悪影響を与えずに水素を利用することができます。電気分解するためには電気が必要ですが、グリーン水素を作るためのプロセスは、再生可能エネルギーを利用することで二酸化炭素を排出させることなく、水素を製造することができます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

事業内容の特性に係るリスク

・顧客に提供する商品及びサービスに係るリスクについて

当社グループの収益の大半は投信投資顧問業に係る委託者報酬及び投資顧問料収入によって構成されており、加えて当社グループが運用する資産の投資対象の大半を日本及びアジア地域の上場株式が占めています。従って、当社グループの運用資産残高や運用実績等は、世界経済の動向や、気候変動により起こる異常気象や自然災害、パンデミックなど日本及びアジア地域の上場株式市場に影響を及ぼす事象の他、同地域の上場株式に対する顧客の資産配分方針に大きく影響を受けます。

また、気候問題をはじめとする、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題の顕在化に伴い当社グループのステークホルダーからは、責任ある投資家として、ESGに配慮した責任ある投資を行うよう期待されております。当社グループの責任投資に関する取り組みや開示が期待から大きく乖離した場合には、運用資産残高の減少に伴う運用報酬の減少など、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、上場株式を運用対象とする事業において投資戦略の多様化に取り組む一方、不動産、再生可能エネルギー発電事業や未公開株式等を運用対象とする商品の開発・提供にも注力し、これを着実に拡大しております。日本及びアジア地域の上場株式市場の低調な状況がたとえ長期化したとしても、グループ全体の業績に対する影響は過去に比べて相対的に小さくなっており、安定的に基礎収益を計上できる基盤が、より強化されてきていると考えております。

また、ESGに配慮した責任ある投資を適切に行うため、グループCIOを委員長としたESG委員会を設置し、当社グループの全ての投資戦略において、責任投資が適切に実践されているか等を協議し、推進しております。

・顧客基盤や販売チャネルの不安定性に係るリスクについて

当社グループは国内外に幅広い顧客ネットワークを構築して参りましたが、その基盤は必ずしも十分なものではありません。また、それら顧客と当社グループとの契約は比較的短期の事前通知により、また契約によっては事前通知することなく、いつでも顧客が解約することが可能です。一部の投資顧問契約及び投資信託を除いては、顧客に契約の終了又は資金の引出しを禁じるロック・アップ期間はありません。よって一部の顧客が契約の全部又は一部解約などを行ったり、他の顧客がこれに追随したりするなどしてファンド規模が縮小することがあります。さらに解約などによりファンド規模が縮小した場合、既存又は新規の顧客から新たな資金を集めることが困難になることがあります。これらの結果、運用報酬の減少など、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

また、当社グループは他の多くの資産運用会社と異なり、銀行、証券会社、保険会社といった大手金融機関を核とした金融機関の系列に属しておらず、独立系の資産運用会社として自力で顧客基盤と販売チャネルを構築してまいりました。これらの競合他社は、系列に属することで強力な販売チャネルの活用が可能となることに加え、比較的解約リスクの低い資金を集めることが可能であり、当社は運用資産残高及び営業収益の安定性あるいは耐久力に関して、比較劣位にあります。従いまして、今後も顧客基盤や販売チャネルの不安定性に基づく当社グループの運用資産残高の低下に伴う残高報酬の減少など、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、一つの機関投資家から大きな資金をお預かりすることだけでなく、個人投資家からの資金も含め、小口の運用資金を積み上げていくことで、特定の投資家への集中度を低下させ、たとえ解約が起きたとしても解約金額が限定的になるように努めております。

・運用実績の変動に係るリスクについて

当社グループが顧客から受託している運用資産に係る運用実績が悪化した場合、既存顧客との契約の維持及び新規契約の獲得に困難が生じ、運用資産残高の低下を招き、当社グループの業績及び今後の事業展開に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、当社グループは営業収益の一部を、運用実績に基づく成功報酬により得ておりますが、成功報酬の金額は運用実績を反映して毎年大きく変動しております。

このようなリスクに対して当社グループは、良好な運用実績を安定的に達成するため、創業時より続く社内の勉強会などを通じて、投資哲学の共有や運用能力の維持向上に努めております。

さらに、当社グループが運用する投資戦略は、成功報酬の付帯比率が高いオルタナティブ運用型の投資戦略と成功報酬の付帯比率が低い伝統的運用型の投資戦略の2つに大別され、この成功報酬の付帯比率を高位に保つことを経営方針の1つとしておりますが、日本及びアジアの株式市場の変動をはじめとする市場環境の動向や、それに基づく当社グループの運用実績、顧客の資産配分方針の変動などによって成功報酬の付帯比率が変動する可能性があります。

このようリスクに対して当社グループは、既存の戦略においては成功報酬付きファンドの運用資産残高を積み上げるべくマーケティング活動に注力している他、新規戦略において成功報酬を計上できるようなスキームづくりに努めております。

・運用対象の拡大に係るリスクについて

当社グループは、日本及びアジア地域の上場株式を運用対象とする事業の他、不動産や再生可能エネルギー発電事業等のインフラ資産を運用対象とした商品の開発・提供にも注力しております。

当該分野の事業発展には、従前とは異なった経験や知見を有する人材やリソースの確保が必要であり、事業展開に想定以上の時間を要したり、初期投資の負担が一時的に収益性を毀損するおそれがあります。またこれらの事業領域では、個々の案件を推進した当社グループが第三者に生じた損害に対して賠償責任が生じ得る等の独自のリスクもあります。さらに、万一、顧客やマーケットの信頼を失い、監督当局から行政処分を受けるなどした場合は、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼすおそれがあります。その他、新規分野においては必ずしも市場が十分に成熟していないことを背景として、法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる可能性もあり、その内容によっては今後の業務展開や業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、個々の案件において可能な限り保険或いは契約等によりリスクの回避を図る他、法的規制に対する十分な理解や内部管理体制の構築、そのための人材の充実に努めるほか、その領域に精通した外部専門家に十分なアドバイスを求めるなどの対策を講じております。また、撤退の基準を明確にするなど判断の遅れによる損失の拡大を防ぐよう努めております。

・当社グループが管理運営するファンドに係るリスクについて

当社グループが無限責任組員又はゼネラルパートナーとしてファンドに関与している場合において、その運用方針、運用制限に沿ってファンド運用を行っている限りは、ファンドの出資額を超える損失が発生し、またそれについて当社グループが責任を負わなければならない事態は、ファンドの運用方針、運用制限の内容からは想定されません。しかしながら、何らかの逸脱行為によって出資額を超える損失を負担する可能性を完全には否定できず、この場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、ファンドとの契約内容が適切なものとなっているか、運用制限に沿ってファンド運用を適切に行っているか等、確認できる体制を構築しております。

・信用供与に関する偶発債務の顕在化に係るリスクについて

当社グループが不動産や発電事業等の実物資産に係る投資スキームを構築する上で、子会社や投資スキーム等を通じて保証等の信用供与を行う必要が生じる場合が例外的に存在します。信用供与先が、信用力低下や破綻等によって取引当事者としての義務を果たせない場合は、信用供与に関する偶発債務の顕在化のリスクが具体化し、これにより当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、事前に外部専門家に十分なアドバイスを求めるなどの対策を講じる他、保証実行のリスク等を慎重に検討し、顕在化するリスクが極めて低いと判断したもののみ限定的に信用供与を行うことに努めております。

・投資先企業への役員派遣に係るリスクについて

当社グループは投資先企業の価値向上のため、役職員を投資先企業の役員として派遣することがあります。その役職員個人に対して、役員損害賠償請求等があった場合、当社グループがその個人に生じた経済的損失の全部又は一部を負担することとなる可能性があるほか、当社グループに使用者責任が発生する可能性があります。

このようリスクに対して当社グループは、投資先企業において会社役員賠償保険（D&O保険）の付保や責任限定契約の締結を求めるとともに、投資先企業の所在地や業態などを確認し、派遣している役職員が、当社が加入するD&O保険の補償対象範囲に含まれるように努めております。

経営の外部環境に係るリスク

・他社との競合に係るリスクについて

資産運用業、特に投資助言業は、金融業界の他業種に比べると参入障壁が比較的低い業種であり、常に国内外からの新規参入者との競合を覚悟する必要があります。また、グローバルレベルでの資産運用ニーズの高まりは資産運用業界全体にとっての追い風ではありますが、これにより新規参入が将来にわたってさらに促進される可能性があると共に、国内外の大手金融機関が資産運用サービスを経営戦略上重要なビジネスと位置づけ、積極的に経営資源を投入してくるケースも想定されます。また、業界内での統廃合によって、当社グループの競合他社の規模や体力が増強されることがあります。さらに、競合他社が当社グループのファンドマネージャーやその他の従業員の移籍・採用を図る可能性もあります。

この様に他社との競合は今後も激化していくことが予想され、その場合には、顧客の獲得や維持に困難が生じるだけでなく、残高報酬料率や成功報酬料率の水準にも影響を及ぼし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、日本及びアジア地域の上場株式を運用対象とする事業において投資戦略の多様化に取り組む一方、不動産、再生可能エネルギー発電事業や未公開株式等を運用対象とする商品の開発・提供にも注力し、これを着実に拡大することで、結果的に競合する他社とは異なるユニークな事業展開によって差別化を図っております。

また、当社グループの投資哲学を深く理解し、共有・実践することのできる運用体制の構築を、時間をかけて愚直に行うこと、そして当該運用体制によって長く優れた運用実績を積み重ねることが資産運用業にとって最も大切であり、競合する他社には簡単に作り上げられない価値と考え、今後も維持・強化していくとともに、この価値を当社グループのブランド構築の柱に据えて取り組んでまいります。

その他、採用した優秀な人材が互いに切磋琢磨し、成長の機会が提供されて自らの成長を実感できるよう、裁量を与えられて仕事に取り組むことができる社風を維持することに努めている他、適切なインセンティブ制度の提供という金銭的なモチベーションだけでなく、非金銭的なモチベーションも強く感じることもできるよう、“Professional Nurturing Ground（プロを育む肥沃な土壌）”の提供に取り組んでおります。

・為替相場の変動に係るリスクについて

当社グループの財務諸表は円建てで表示されているため、外国為替レートの変動は、外貨建て資産及び負債の円換算額に影響を及ぼします。また、当社が海外子会社を連結する際には、当該子会社における外貨建ての資産や負債あるいは収益及び費用の円換算額も変動し、連結貸借対照表・連結包括利益計算書上の「為替換算調整勘定」を変動させます。

その他、日本国内子会社の営業収益の大部分は円建てですが、一部の外貨建て取引においては外国為替レートの変動により、これらを円換算する際に、為替差損が生じるおそれがあります。日本以外の顧客との契約の増加などを理由として外貨建て取引が増加した場合、為替変動リスクが増大する可能性があります。

このようリスクに対して当社グループは、為替変動リスクの業績への影響を最小限にするため、為替予約を行うなど為替変動リスクをヘッジする方策を講じております。

内部管理に係るリスク

・アジア地域で実行したM & Aに係るリスクについて

当社グループは、国内外の投資家に対してアジア地域の成長機会を提供すべく、アジア地域の運用会社のネットワーク化に取り組んでおります。

2005年2月には、韓国に拠点をもつSPARX Asset Management Korea Co.,Ltd.（以下、「SPARX Korea社」）の発行済株式の過半数を取得し、また2006年6月には、香港を主な拠点とするSPARX Asia Capital Management Limited（旧 PMA Capital Management Limited）の全株式を取得いたしました。さらに、2014年4月には、総合不動産投資顧問業（いわゆる不動産投資一任業及び不動産投資顧問業）等を営むスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社（旧 ジャパンアセットトラスト株式会社）の株式を取得し、完全子会社といたしました。

しかしながら、M & A戦略に基づく事業展開が計画通りに進捗しなかったり、あるいは予期しない環境変化などにより買収会社の業績が著しく悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財務状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

このようリスクに対して当社グループは、日本・韓国・香港の運用拠点が、スパークスの投資哲学の共有を徹底させることで、各拠点における運用力の向上を図ると同時に、各拠点が協働することで業績の向上に努めております。また、当社取締役会による業績の定期的なモニタリングなど、グループ内に適切な内部管理体制を構築し、各社の事業計画の進展を確認しております。

・自己勘定からの投資に係るリスクについて

当社グループは、自己勘定から当社グループが運用するファンドや量子コンピュータ、医療・介護などの成長領域等への投資を行っております。2021年3月末の有価証券・投資有価証券の残高は119億48百万円であり、総資産の31.5%を占めています。この投資額は過去から増減しており、余裕資金の残高、市場環境及び当社グループの運用実績等に基づき、今後も大きく変動する可能性があります。この投資のうち時価がある有価証券・投資有価証券については、取得原価と時価との差異は、税効果を考慮した後、貸借対照表における「その他有価証券評価差額金」に計上されておりますが、取得価額を時価が下回った状態で実際に解約・償還等が行われた場合や時価が著しく下落したこと等により減損処理を行った場合には、売却損や評価損として損益計算書に反映され、当社グループの業績が悪影響を受けるおそれがあります。また、時価がない有価証券・投資有価証券については、貸借対照表において取得原価で計上されており、投資先の業績不振等により有価証券等の資産価値が下落し

減損処理を行った場合には評価損として損益計算書に反映され、当社グループの業績が悪影響を受けるおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、投資総額が連結純資産額の一定の範囲に収まるように管理する他、時価のある有価証券・投資有価証券については月次でモニタリングを実施して時価及び損益の把握に努め、また、時価のない有価証券・投資有価証券については、四半期ごとに事業進捗、財務状況等の把握に努めることで、それぞれ投資先の状況を定期的に確認しております。

・税に係るリスクについて

当社グループは、国内外で事業を展開し、各国の税法に準拠して適正な納税を行っております。しかし、国や地域間での税務上の取り決め及び各国や各地域における税制上の制度運用や解釈などに変更が生じた際の対応が不十分な場合には、今後の事業展開や当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、適切な納税を行うため、各拠点においてそれぞれ又はグループ全体で税務顧問のアドバイスを受け、適切な税務判断を行うよう努めております。

・人材の確保に係るリスクについて

当社グループは、事業の維持及び成長を実現するためには、全ての部門で適切な人材を適切な時期に確保することが重要と考え、継続的に優秀な人材を採用し、教育を行ってまいります。しかし、優秀な人材が社外に流出した場合や人材の採用・教育が予定通り進まなかった場合、当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、「世界で最も信頼・尊敬される投資会社になる」ことで「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」というミッションをグループ全体へ浸透させるため、ビジョンステートメントを作成し、それに沿った採用のルールを設けるなどの取組を行っております。その他、採用した優秀な人材が、互いに切磋琢磨し、成長の機会が提供されて自らの成長を実感できるよう、また金銭的なモチベーションだけでなく、非金銭的なモチベーションを強く感じることのできるよう、“Professional Nurturing Ground（プロを育む肥沃な土壌）”の提供に取り組んでおります。

・外部事業者に係るリスクについて

当社グループは、業務遂行の過程で多くの外部事業者を活用しています。これらには投資信託財産や顧客資産の保管・管理を行うために指定される受託銀行（投資信託委託契約及び国内顧客との投資一任契約の場合）及び保管銀行（外国籍の顧客との投資一任契約の場合）、取引を執行する証券会社などが含まれます。当社グループが利用している外部事業者において、安定的なサービス提供に困難が生じるような事態が発生した場合、当社グループの業務遂行上に支障が発生するおそれがあります。また、当社グループの信用が間接的に損なわれるおそれもあります。

このようなリスクに対して当社グループは、特定の外部事業者に依存した業務遂行を行わないように努める他、定期的に外部委託先の往査を行うなど継続的なモニタリングを通じて、安定的なサービス提供が受けられることの確認に努めております。

また、マネーロンダリング/テロ資金供与対策（以下、「AML/CFT」という。）に対する規制が今般強化されており、ファンドの販売会社に対してもAML/CFTへの対応状況をモニタリングしております。

・システム障害に係るリスクについて

当社グループが業務を行う上でコンピューター・システムは必要不可欠なものであり、障害が生じた場合、当社グループの業務に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、テロ、気候変動により起こる異常気象から生じる風水害や地震等の自然災害、さらには高度化する外部からのサイバー攻撃その他の不正アクセスにより、当社グループの重要な情報の改ざん、消失を引き起こし、想定以上のシステム障害が発生した場合には、業務に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、システムの改善、サーバーの増強、信頼性の高いデータセンターの利用等システムの安定稼働に努めております。加えて、業務継続のための計画を策定し、事故・災害等発生時の業務への支障を軽減するための対策を講じております。サイバー攻撃の高度化を踏まえ、継続的にサイバーセキュリティ対策の強化に努めるとともに、業務継続のための計画を策定し、事故・災害等発生時の業務への支障を軽減するための対策を講じております。

また世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して当社グループでは、顧客や取引先、役職員の安全を第一に考え、出張や対面会議の禁止、在宅勤務（テレワーク）の原則化とそれを可能とするWeb会議や社内チャットツールの活用促進により、業務への悪影響の低減を図っております。

・役職員による過誤及び不祥事並びに情報漏えいに係るリスクについて

当社グループの役職員等による業務上の過誤や不祥事等、あるいは情報の漏洩や悪用が発生した場合、当社グループが第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、顧客やマーケットの信頼を失い、さらには監督

当局から行政処分を受けるなど、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、社内業務手続の確立を通して役職員による過誤の未然防止策を講じている他、情報の重要性に応じたセキュリティ体制を構築し、情報漏えいを未然に防止する体制を構築しております。また、業務上のヒヤリハット（重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の認知）を「インシデントレポート」として取りまとめ、社内委員会にて共有し、継続的な業務改善に努めております。特にコロナ禍においてテレワークが進み業務上の過誤の発生可能性が高まっているため、社内業務手続の確立を通して役職員による過誤の未然防止策を講じております。その他、コンプライアンス関連、情報セキュリティ関連の研修などを通じて、役職員の意識を継続的に高めるよう努めております。

その他のリスク

・法的規制に係るリスクについて

当社グループは、日本においては、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に加え、それらに関連あるいは付随する業務を営んでおりますので、金融商品取引法を始めとする各種の法令や諸規則を遵守する必要があります。

当社グループでは、現時点において、主たる業務において以下の許認可及び登録（以下、「許認可等」という。）を受けております。現時点におきましては、上記免許又は認可が取消しとなるような事由は発生しておりませんが、将来、何らかの理由により許認可等の取消等があった場合には、当社グループの事業推進に悪影響を及ぼす可能性があります。

取得・登録者名	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社
取得年月	2007年9月30日	2007年9月30日
許認可等の名称	金融商品取引業者（登録）	金融商品取引業者（登録）
所管官庁等	金融庁	金融庁
許認可等の内容	投資運用業 投資助言・代理業 第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業 登録番号 関東財務局長（金商）第346号	投資運用業 投資助言・代理業 第二種金融商品取引業 登録番号 関東財務局長（金商）第783号
有効期限	有効期間の定めはありません。	有効期間の定めはありません。
法令違反の要件 及び主な許認可取消事由	不正の手段により登録を受けた場合、役員等が欠格事由に該当する場合、純資産額が必要かつ適当な水準に満たない場合など、金融商品取引法第52条に抵触する場合は登録の取消	不正の手段により登録を受けた場合、役員等が欠格事由に該当する場合、純資産額が必要かつ適当な水準に満たない場合など、金融商品取引法第52条に抵触する場合は登録の取消

取得・登録者名	スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社	スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社
取得年月	2017年4月28日	2016年7月15日
許認可等の名称	不動産投資顧問業者（登録）	宅地建物取引業者（免許）
所管官庁等	国土交通省	東京都
許認可等の内容	総合不動産投資顧問業 登録番号 国土交通大臣 第149号	免許証番号 東京都知事(3)第86144号
有効期限	2017年4月28日から 2022年4月27日まで （5年間） 以後5年ごとに更新	2016年7月15日から 2021年7月14日まで （5年間） 以後5年ごとに更新
法令違反の要件 及び主な許認可取消事由	不正の手段により登録を受けた場合、役員等が欠格事由に該当する場合など、不動産投資顧問業登録規程第30条に抵触する場合は登録の取消	不正の手段による免許の取得、役員等が欠格事由に該当する場合など、宅地建物取引業法第66条に該当する場合、免許の取消

また、韓国、香港、バミューダ及びケイマン等におきましても資産運用業等を営んでおりますので、それぞれの国や地域における法令や諸規則を遵守する必要があります。広範な権限を有する監督当局等から行政上の指導あるいは処分を受けるというような事態が生じた場合には、その内容によっては通常の業務活動が制限されたり、行政処分などを理由として顧客が資産を引き揚げたりするおそれがあります。また、法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる場合、その内容によっては今後の業務展開や業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

加えて当社グループは気候変動に対する政策及び法規制、市場の要求を踏まえ、再生可能エネルギー事業に取り組んでおりますが、これらの規制が予測を超えて厳しくなった場合は、当社グループの経営成績、財政状態等に影響を与えるおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、国内外の法令や諸規則の遵守を徹底するため、グループ各社が社内規則及びモニタリング体制の整備、さらには役職員等に対する研修に努める一方、当社に設置されたコンプライアンス委員会がグループ内の利益相反取引などのモニタリングと指導を行い、適切なコンプライアンス態勢を維持・強化に努めております。また当社グループの事業に関連する政策や法規制の改正等の動向に注視し、事業への影響の低減を図っております。

・訴訟等の可能性に係るリスクについて

当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は現在存在しません。また当社グループの事業に重大な影響を及ぼすような訴訟に発展するおそれのある紛争も現在ありません。しかしながら、当社グループの事業の性格上、当社及び当社の国内外子会社が関連法規や各種契約などに違反し、顧客に損失が発生した場合等には訴訟を提起される可能性があります。このような訴訟が提訴された場合、訴訟の内容及び金額によっては当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、グループ各社に適切な内部管理体制を構築し、各社にコンプライアンス委員会を設置して関連法規や各種契約などに違反していないかどうかモニタリングと指導を行い、当社のコンプライアンス委員会がそれらを取りまとめ、グループ全体のコンプライアンス態勢が適切な水準を維持していることを、常に確認しております。

また、グループ役職員に求められる行動規範の1つとして「悪い情報ほど早く報告する」を定め、これに従って大小にかかわらず顧客からの不満、クレームに関する情報が、適時に経営陣に報告される体制を構築しております。さらにその内容によっては、外部専門家に十分なアドバイスを求めるなどの追加的な対策を講じます。

・阿部修平への依存の高さに係るリスクについて

当社の創業者であり、現代表取締役社長である阿部修平は、当社グループの事業経営及び投資戦略の方向性の決定において重要な役割を果たしています。このため、阿部が何らかの事情で通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社グループの業績に少なからぬ悪影響を及ぼすリスクがあります。

また2021年3月末現在、阿部は、本人及び本人の出資する会社（以下「阿部グループ」といいます）を通じて、当社株式の過半を保有する大株主であります。阿部グループは、当社取締役の選任等会社の基本的な事項を決定することができるため、この点においても、阿部が何らかの事情で適切に議決権を行使できず、企業価値を害されるような議決権行使がされてしまう場合には、当社グループの利益ひいては他の株主の利益に少なからぬ悪影響を及ぼすリスクがあります。

このようリスクに対して当社グループは、より組織的な運営形態の構築及びマネジメントを担い得る人材の育成により、阿部個人への依存度を引き下げる努力を継続的に行ってまいります。

・連結の範囲決定に係るリスクについて

当社グループは、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第20号 最終改正平成23年3月25日）を適用しており、各ファンド及びSPCごとに、アセットマネジメント契約や匿名組合契約等を考慮し、個別に支配力及び影響力の有無を検討した上で、子会社及び関連会社を判定し、連結の範囲を決定しております。

今後、新たな会計基準の設定や実務指針等の公表により、各ファンド及び各SPCに関する連結範囲決定方針について、当社グループが採用している方針と大きく異なる会計慣行が確立された場合には、当社グループの連結範囲に大きな変更が生じ、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクに対して当社グループは、新たな会計基準の設定や実務指針等の決定前からその動向を注視して影響を最小限にするように努めるほか、新たなファンドやSPCとの契約を締結する際に、個別に支配力及び影響力の有無を確認してまいります。

・負債による資金調達に係るリスクについて

当社グループでは、これまでアジア地域での事業展開を主たる目的に、自己資金の活用に加え、増資、銀行借入れ、社債による資金調達を行ってまいりました。2021年3月末時点の外部有利子負債額は90億円であり、株式会社格付投資情報センターより2021年3月末時点で取得している発行体格付けは「BBB+（安定的）」ですが、金融市場での信用収縮や金利上昇が生じた場合には、追加的な資金調達に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、今後も保守的な財務方針を堅持し、バランスシートの健全性、キャッシュ・フローの安定性に留意した資金計画と財務活動によって、事業の発展に資する資金調達に努めてまいります。

・気候変動に係るリスクについて

当社グループは、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる最も重要なグローバル課題の一つであると認識しておりますが、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、上場会社としての情報開示が不十分であった場合又はそのように見做された場合には、当社グループの企業価値の毀損に繋がるおそれがあり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、金融安定理事会（Financial Stability Board）によって設立された気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures。以下「TCFD」)が策定した気候変動関連財務情報開示に関する提言への支持を表明するとともに、必要なデータの収集と分析を行い、TCFDに沿ったリスクの把握・評価や情報開示の拡充に取り組んでまいります。

・SNSなどを通じた情報発信に伴うリスクについて

当社グループ又は当社グループが行っている事業全般に対する否定的な風評が、マスコミ報道やインターネット上の掲示板、SNSへの書き込み等により発生・流布した場合、それが正確な事実に基づいたものであるか否かにかかわらず、当社グループ又は当社グループが行っている事業、あるいは当社グループが提供する商品やサービスのイメージ・社会的信用が毀損し、ひいては当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、SNSやインターネット上の掲示板への悪質な書き込みに対して毎日モニタリングを行っており、必要に応じてSNSや掲示板の運営者に対し削除依頼等の対応を行ってまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当連結会計年度の日本株式市場は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による前期3月の大幅な下落から、新型コロナウイルス感染症の欧米諸国での新規患者数の減少や、治療薬に関する報道、経済活動の早期再開への期待などにより、4月から上昇し始めました。世界的に新型コロナウイルス感染拡大が続いたものの、経済活動の再開や米国雇用統計の改善を受け、日経平均株価は新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復しました。その後は、欧州諸国を中心に新型コロナウイルス感染再拡大が顕著になるなど一時的に軟調な展開となるものの、日経平均株価は各国の積極的な財政、金融政策、ワクチンの接種開始などを背景に経済活動が正常化すると期待から大幅に上昇し日経平均株価は1990年8月2日以来の30,000円台を回復しました。年度末にかけて米国の金融緩和策の「出口」への警戒感、なお続く新型コロナウイルスの変異株による感染再拡大などから下落したものの、日経平均株価は前期末に比べ54.2%と大幅に上昇し29,178.80円で取引を終えました。

このような市場環境のもと、当社グループの当連結会計年度末運用資産残高は、1兆5,356億円（注1）と前期末に比して36.7%と大幅に増加しました。

上記の結果、当連結会計年度における残高報酬（注3）は前期比2.0%増の109億22百万円となりました。さらに、成功報酬（注4）は、前期比91.6%増の31億66百万円となり、営業収益は前期比14.6%増の142億95百万円となりました。

営業費用及び一般管理費は、前期比0.6%減の79億46百万円となりました。これは主に成功報酬の増加に伴い利益が増加したことで業績賞与が増加したものの、新型コロナウイルスの影響により旅費交通費が減少したこと等により費用が減少したものです。

これらの結果、営業利益は前期比41.7%増の63億49百万円、経常利益は前期比39.9%増の61億89百万円となりました。また、投資有価証券評価損及び減損損失を特別損失に計上し、税金等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比50.7%増の34億68百万円となりました。

なお、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注2）は、残高報酬の増加及び新型コロナウイルスの影響に伴う旅費交通費の減少等により、前期比23.8%増の44億44百万円（前期は35億91百万円）となっており、実質的な収益体質は着実に強化されております。

（注1）当連結会計年度末（2021年3月末）運用資産残高は速報値であります。

（注2）基礎収益とは、経常的に発生する残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、当社グループの最も重要な経営指標のひとつであります。

（注3）残高報酬には、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を含んでおります。

（注4）成功報酬には、株式運用実績から発生する報酬の他に、不動産購入・売却に対して当社グループがファンドから受ける一時的な報酬や、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所スキームの組成の対価等として受ける一時的な報酬（アクイジションフィー）及び再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬を含んでおります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ14億61百万円増加し、当連結会計年度末は199億35百万円（前期比7.9%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主たる要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは61億18百万円の収入（前期は45億35百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益60億44百万円の計上等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは29億円の支出（前期は25億81百万円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出21億54百万円、長期貸付けによる支出10億10百万円の計上等があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは18億44百万円の支出（前期は2億97百万円の支出）となりました。これは主に配当金の支払い118億22百万円があったことによるものです。

営業の実績

(1) 営業収益の実績

当社グループの連結営業収益の項目別内訳は以下のとおりです。

項目	前連結会計年度(2020年3月期)		当連結会計年度(2021年3月期)	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
残高報酬	10,710	85.9%	10,922	76.4%
成功報酬(注)	1,652	13.2%	3,166	22.1%
その他	114	0.9%	206	1.5%
営業収益合計	12,476	100.0%	14,295	100.0%

(注) 成功報酬には、上場株式投資戦略1,621百万円(前期は517百万円)、再生可能エネルギー投資戦略からのアクイジションフィー1,064百万円(前期は335百万円)、再生可能エネルギーファンドが、投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬470百万円(前期は697百万円)が含まれております。

・残高報酬

残高報酬料率(ネット・ベース)の推移は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 (2020年3月期)	当連結会計年度 (2021年3月期)
当社グループ残高報酬料率 (ネット・ベース)	0.75%	0.69%

(注) 残高報酬料率(ネット・ベース) = (残高報酬 - 残高報酬に係る支払手数料) ÷ 期中平均運用資産残高

・成功報酬

(株式運用ファンド関連)

成功報酬は、単純なケースでは過去のファンド計算期間末日の「一口当たり純資産価額」=「Net Asset Value Per Share」(以下、「NAVPS」と言います。)の最高値を、今ファンド計算期間末日のNAVPSと比較して、今ファンド計算期間末日のNAVPSの方が高かった場合に、値上がり部分に一定料率をかけて計算します(これを「ハイ・ウォーター・マーク方式」といいます)。

また、契約によっては、ベンチマークを一定以上上回った部分に一定料率をかけて計算するものもあります。

(再生可能エネルギーファンド関連)

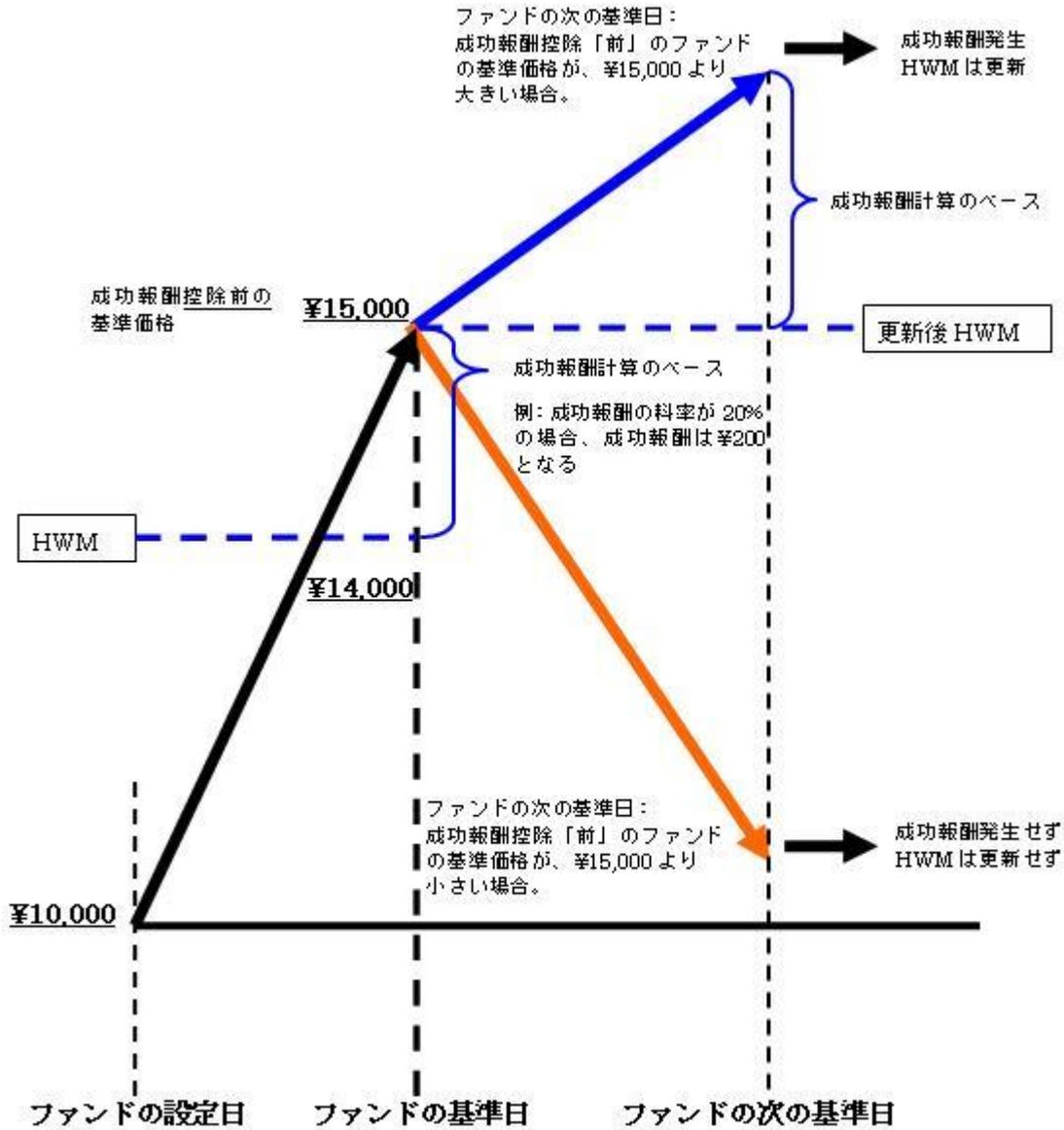
事業計画を策定、工事業者の選定・管理、固定価格買取制度の認定手続き、資金調達など、一連の発電所開発プロセスが成就した場合に、プロジェクトコストに一定料率を乗じた成功報酬(アクイジションフィー)を受領する場合があります。

また、当社子会社が運用する再生可能エネルギーファンド(グリーン・フィールド投資ファンド(*))が投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合には、その売却益に一定料率を乗じた成功報酬を受領する場合があります。

なお、この売却に際しては、上記とは別の当社子会社が運営する再生可能エネルギーファンド(ブラウン・フィールド投資ファンド(*))も売却先候補となりますが、その場合であっても、双方のファンドを運用する両子会社は、それぞれ適切な利益相反管理のもとで独立した意思決定を行っており、双方のファンドの投資家にとって、それぞれが最良の条件で譲渡取引を執行しております。譲渡価格の決定に際して外部評価機関の評価を利用しております。

(*)グリーン・フィールド投資ファンドとは、発電所の開発段階から運転開始までのフェーズに投資するファンドであります。また、ブラウン・フィールド投資ファンドとは、発電所の運転開始後のフェーズに投資するファンドであります。

絶対リターン追求型の運用に多いハイ・ウォーター・マーク（HWM）方式の成功報酬の仕組み



(注) 1 . 上記の図は成功報酬の仕組みを簡便に説明したもので、実際の成功報酬の体系及びファンドの基準価格の計算方法を厳密に説明しているものではありません。

(注) 2 . 上記では、説明の都合上、成功報酬の料率を便宜的に20%として計算しております。

(2) 運用資産残高の実績

以下の表は、当社グループの当期の運用資産残高の実績を示したものです。なお、日本円建て以外の運用資産残高を日本円に換算する際には、それぞれの時点における月末為替レートを用いております。

当社グループは、市場に影響されない安定的な投資戦略と収益性の高い投資戦略によるハイブリッドのビジネスモデルを強化・拡大して成長することを目指しており、現在「日本株式」、「OneAsia」、「実物資産」及び「未来創生」の投資戦略を4本の柱としております。

投資戦略別の四半期運用資産残高の推移

(単位：億円)

投資戦略	2020年6月	2020年9月	2020年12月	2021年3月
日本株式	8,444	8,902	10,078	10,302
OneAsia	649	749	909	1,343
実物資産	2,123	2,321	2,480	2,552
未来創生	1,214	1,214	1,139	1,157
合計	12,431	13,186	14,608	15,356

- (注) 1. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2021年3月末運用資産残高は速報値となっております。

平均運用資産残高

(単位：億円)

	2020年3月期 連結会計年度	2021年3月期 連結会計年度
当社グループ合計	11,840	13,438

- (注) 1. 各期の月末運用資産残高の単純平均であります。
 2. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 2021年3月末運用資産残高は速報値となっております。

成功報酬付運用資産残高及び比率

会社名		2020年3月	2021年3月
当社グループ合計	残高(億円)	3,763	4,987
	比率(%)	33.5	32.5

- (注) 1. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2021年3月末運用資産残高は速報値となっております。

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、後述の「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご参照ください。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループは、コロナ禍という未曾有の環境下においても、安定して高い運用実績を維持するとともに、これまで以上にコスト削減に取り組み、安定的に稼ぐ力である基礎収益を確実に増加させております。

当連結会計年度は、年度を通じてしっかりと増収増益の結果を残すことが出来ました。コスト面において人件費等の増加がありましたが、コロナ禍における外出規制等により旅費交通費等の経費が大幅に減少し、結果前々期と同水準の費用となりました。さらに、上場株式投資戦略からの成功報酬約16億円、再生可能エネルギー投資戦略からの成功報酬約15億円を実現することが出来ました。これらの要因が、前期の収益拡大に繋がったものと考えております。残高報酬も安定的に推移することで基礎収益も増加しており、従来より申し上げているスパークス特有の残高報酬と成功報酬のハイブリッドモデルが収益成長に大きく貢献したと考えております。

当連結会計年度末（2021年3月末）の運用資産残高（AUM）は、前連結会計年度末（2020年3月末）に比べて37%増加し1兆5,356億円となりました。このAUMを2026年までに2倍の3兆円に増加させることを今後5年間の目標といたします。スパークスが作り上げてきたハイブリッド型収益モデルは、私たちの厚い人財力、投資力があれば、AUM3兆円となっても機能すると考えております。

これまでのコスト増加の傾向をみていただくとお分かりと思いますが、AUMが2倍になったとしてもコストが2倍に増加することはなく、現在の収益モデルは損益分岐点をすでに大幅に超えております。ここからのAUMの成長は利益を直接増加させ、今後さらに利益率が高まっていく局面に入っていくと考えております。

スパークスの強みは人財にあり、そして人財が育つ組織と仕組みを作ってきたことにあると考えています。その人財が生み出す投資力こそが、私達の力の源泉であります。この人財の中から、今後数年のうちに次世代のスパークスを担うプロフェッショナルを見出していくことがマネジメントの使命であり、是非それを実現していきたいと考えております。

長期的で大きな展望をもちながらも、まずは足元のことをしっかりやっていくことが大切です。今期も増収増益の基盤をしっかりと固めてまいります。

また、ROEの向上を会社の重要課題のひとつと位置付け、実現していきたいと思っております。スパークスのビジネスは非常にシンプルです。AUMが増加する過程で、収益性が上がり、ROEも確実に上がっていきます。

すでに自己強化的なサイクルに入っていると考えており、繰り返しとなりますが2026年までに現在の2倍であるAUM3兆円を目指します。同時にスパークスの次の時代の成長を牽引する「デジタル×エネルギー」、「デジタル×医療」、「デジタル×金融」などの領域に種を撒き、育てていくことをスパークスの目標として取り組んでまいります。

「世界で最も信頼・尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」というビジョンを持ち続けながら、投資家の皆様に支持される会社であり続けるよう努力精進してまいります。

なお、経営成績の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析（1）業績」に含めて記載しております。

（次期の見通し）

当社グループの主たる事業である投信投資顧問業は、業績が経済情勢や相場環境によって大きな影響を受けるため将来の業績予想は難しいと認識しており、次期の見通しについての具体的な公表は差し控えていただきます。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

< 資産の部 >

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ42億78百万円増加し、379億86百万円となりました。主な増減内訳は、シードマネー投資、配当金の支払い及び決算賞与の支払い等があったものの、営業収益の増加に

より現金及び預金が14億61百万円の増加、新規シードマネー投資及び既保有分の時価の上昇により投資有価証券が44億円の増加、連結除外の影響により営業権が17億46百万円の減少となっております。

< 負債の部・純資産の部 >

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ13億40百万円増加し、147億10百万円となりました。主な増減内訳は、未払法人税等が13億27百万円の増加となっております。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ29億37百万円増加し、232億76百万円となりました。主な増減内訳は、利益剰余金が16億68百万円の増加、保有する投資有価証券(シードマネー投資)の時価の上昇に伴いその他有価証券評価差額金が17億23百万円の増加、連結除外の影響により非支配株主持分が6億円の減少となっております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(2) キャッシュ・フローの状況」に含めて記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの投資を目的とした主な資金需要につきましては、シードマネー投資等によるものであります。

短期運転資金は自己資金を基本としており、シードマネー投資等につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金等の有利子負債の残高は90億96百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は199億35百万円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	644,000,000
計	644,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月21日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	209,577,400	209,577,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100 株であります。
計	209,577,400	209,577,400	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2016年10月31日 (注) 1	600	209,538,000	0	8,575	-	125
2016年12月31日 (注) 2	10,800	209,548,800	2	8,578	1	126
2017年2月28日 (注) 3	13,500	209,562,300	2	8,581	1	128
2017年12月29日 (注) 4	500	209,562,800	0	8,581	-	128
2018年2月28日 (注) 5	1,500	209,564,300	1	8,582	-	128
2018年4月30日 (注) 6	3,600	209,567,900	2	8,585	0	128
2018年8月31日 (注) 7	1,000	209,568,900	0	8,585	0	128
2018年12月31日 (注) 8	2,500	209,571,400	0	8,585	0	129
2019年4月30日 (注) 9	6,000	209,577,400	1	8,587	1	130

(注) 1. 第7回、第8回新株予約権の行使

発行株数	600株
発行価格(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円

2. 第7回、第8回、第11回新株予約権の行使

発行株数	10,800株
発行価格(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
(第11回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	1百万円
(第11回新株予約権分)	1百万円

3. 第7回、第8回、第11回新株予約権の行使

発行株数	13,500株
発行価格(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
(第11回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	1百万円
(第11回新株予約権分)	1百万円

4. 第8回新株予約権の行使

発行株数	500株
発行価格(第8回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第8回新株予約権分)	0百万円

5. 第8回新株予約権の行使

発行株数	1,500株
------	--------

発行価格（第8回新株予約権分）	0百万円
資本組入額（第8回新株予約権分）	1百万円
6.第8回、第11回新株予約権の行使	
発行株数	3,600株
発行価格（第8回新株予約権分）	1百万円
（第11回新株予約権分）	0百万円
資本組入額（第8回新株予約権分）	1百万円
（第11回新株予約権分）	0百万円
7.第11回新株予約権の行使	
発行株数	1,000株
発行価格（第11回新株予約権分）	0百万円
資本組入額（第11回新株予約権分）	0百万円
8.第11回新株予約権の行使	
発行株数	2,500株
発行価格（第11回新株予約権分）	1百万円
資本組入額（第11回新株予約権分）	0百万円
9.第11回新株予約権の行使	
発行株数	6,000株
発行価格（第11回新株予約権分）	2百万円
資本組入額（第11回新株予約権分）	1百万円

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式 の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	20	35	99	130	43	12,460	12,787	-
所有株式数 (単元)	-	189,404	30,661	283,769	176,101	7,831	1,407,942	2,095,708	6,600
所有株式数の 割合(%)	-	9.04	1.46	13.54	8.40	0.37	67.19	100.00	-

- (注) 1. 自己株式6,737,210株は、「個人その他」に67,372単元、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)が所有する当社株式30,000単元は、「金融機関」に含まれております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)が所有する当社株式は、連結財務諸表において自己株式として表示しております。
3. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
阿部 修平	東京都品川区	82,638,600	40.74
株式会社阿部キャピタル	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号	25,600,000	12.62
清水 優	大阪府吹田市	10,180,000	5.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,636,700	3.27
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST .BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM (常任代理人香港上海 銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	3,171,877	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,000,000	1.48
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,571,100	1.27
深見 正敏	東京都世田谷区	1,431,700	0.71
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,396,800	0.69
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,238,300	0.61
計	-	137,865,077	67.97

(注1) 当社は、2021年3月31日現在自己株式を6,737,210株保有しております。

(注2) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)は「株式付与ESOP信託」導入に伴い設定された信託であります。なお、当該株式は連結財務諸表上、自己株式として処理しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,737,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 202,833,600	2,028,336	-
単元未満株式	普通株式 6,600	-	-
発行済株式総数	209,577,400	-	-
総株主の議決権	-	2,028,336	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権の数2個)および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)が保有する当社株式3,000,000株(議決権の数30,000個)が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スパークス・グループ 株式会社	東京都港区港南1丁 目2番70号	6,737,200	-	6,737,200	3.21
計	-	6,737,200	-	6,737,200	3.21

(注1)「自己名義所有株式数」及び「所有株式数の合計」の欄に含まれない単元未満株式が10株あります。なお、当該株式は、上表「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

(注2)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)が所有する当社株式3,000,000株(1.43%)は、上記自己株式に含めておりません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(ESOP信託による当社及び当社子会 社従業員への交付)	-	-	533,100	114
保有自己株式数	9,737,210	-	9,204,110	-

(注1) 当期間における「その他」は、株式付与ESOP信託における信託口から従業員への交付

(注2) 保有自己株式数には、当社保有の自己株式のほかに日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)が所有する当社株式が以下のとおり含まれております。

当事業年度 3,000,000株 当期間 2,466,900株

3【配当政策】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び還元性向等の他、実施時期や実施方法等を総合的に勘案して行ってまいります。

当事業年度の配当金につきましては、引き続き安定した財務状態にあること及び基礎収益が安定的に増加していること等から、前事業年度の普通配当1株当たり9.0円に2.0円を加えた、1株当たり11.0円の普通配当（連結配当性向63.4%）の配当を実施しております。

なお当社の剰余金の配当は、株主総会の決議により期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことに加え、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めており、配当回数については、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたしますが、現段階におきましては年1回の期末配当のみとなっております。今後におきましては経営環境等を総合的に勘案しながら中間配当を実施したいと考えております。また、内部留保金については、株主価値の向上につなげるべく、システムなどのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2021年6月8日 定時株主総会決議	2,231	11.0円

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、1989年の創業以来、「マクロはミクロの集積である」との投資哲学に基づく徹底したボトムアップ・アプローチによる投資を実践することで、多くのお客様の信頼を獲得すべく資産運用サービスをご提供しております。

今後も当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を達成することにより、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」ことで、「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」というミッションを実現できるよう努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、監督と執行の分離を明確にして取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行取締役へ業務執行権限を大幅に委譲することによる業務執行の迅速化を通じて、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2020年6月9日開催の当社第31回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

<取締役会・取締役>

当社の取締役会は、経験豊富な以下の6名の取締役で構成されており、毎月一回開催の定例取締役会に加え、随時必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速に経営上の意思決定を行っております。

議長 代表取締役社長 グループCEO 阿部 修平
代表取締役副社長 グループCOO 深見 正敏
代表取締役専務 グループCIO 藤村 忠弘
監査等委員である社外取締役 木村 一義
監査等委員である社外取締役 能見 公一
監査等委員である社外取締役 中川 俊彦

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、経営責任をより明確にし、経営体制の強化を図るとともに、経営環境の変化に対応し経営体制を機動的に構築することができるようになっております。監査等委員である取締役の任期は2年となっております。また、ガバナンス体制を強化するため、社外取締役3名を招聘することで、取締役会に独立かつ客観的な意見を取り入れ、意思決定・監督機能の一層の充実を図っております。

<経営会議>

当社は、代表取締役、業務執行取締役及びグループ執行役員により構成される経営会議を設置しており、取締役会から代表取締役社長に委任された重要な業務執行の決定等について審議しております。

議長 代表取締役社長 グループCEO 阿部 修平
代表取締役副社長 グループCOO 深見 正敏
代表取締役専務 グループCIO 藤村 忠弘
グループ常務執行役員 グループCFO 峰松 洋志
グループ執行役員 鈴木 剛
グループ執行役員 出路 貴規
グループ執行役員 谷脇 栄秀
グループ執行役員 見學 信一郎
グループ執行役員 常峰 隆一
グループ執行役員 大内 弘志

<監査等委員会>

当社の監査等委員会は、以下の3名の独立した社外取締役により構成されており、業務執行の適法性、妥当性の監視を行っております。

委員長 社外取締役 木村 一義
社外取締役 能見 公一
社外取締役 中川 俊彦

<その他>

その他、取締役及びグループ執行役員の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し当社の経営の透明性の確保に資することを目的とする指名・報酬委員会、リスク調査の結果に基づき分析・評価しグループ横断的なリスク管理を行うためのグループリスク管理委員会、金融商品取引法等の諸法令・諸規則遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会、当社グループの気候変動リスク・機会への対処を含む責任投資原則

の実践に係る事項を検討・審議するためのESG委員会の他、取締役会の指定する事項について、その諮問内容に応じて調査、審議、立案、答申等を行う各種委員会を設置しております。また、海外子会社も含めたコンプライアンス担当者間で連絡を密にし、グローバルな視点からも業務執行に関する法令遵守及びリスク管理の検討を行っております。

指名・報酬委員会は以下の委員によって構成されております。

委員長 代表取締役社長
全ての社外取締役（3名）

グループリスク管理委員会は以下の委員によって構成されております。

代表取締役
取締役（監査等委員である取締役を除く。）
本部長
リスク所管部室長
内部監査室長
委員長が必要と認めた者

コンプライアンス委員会は以下の委員によって構成されております。

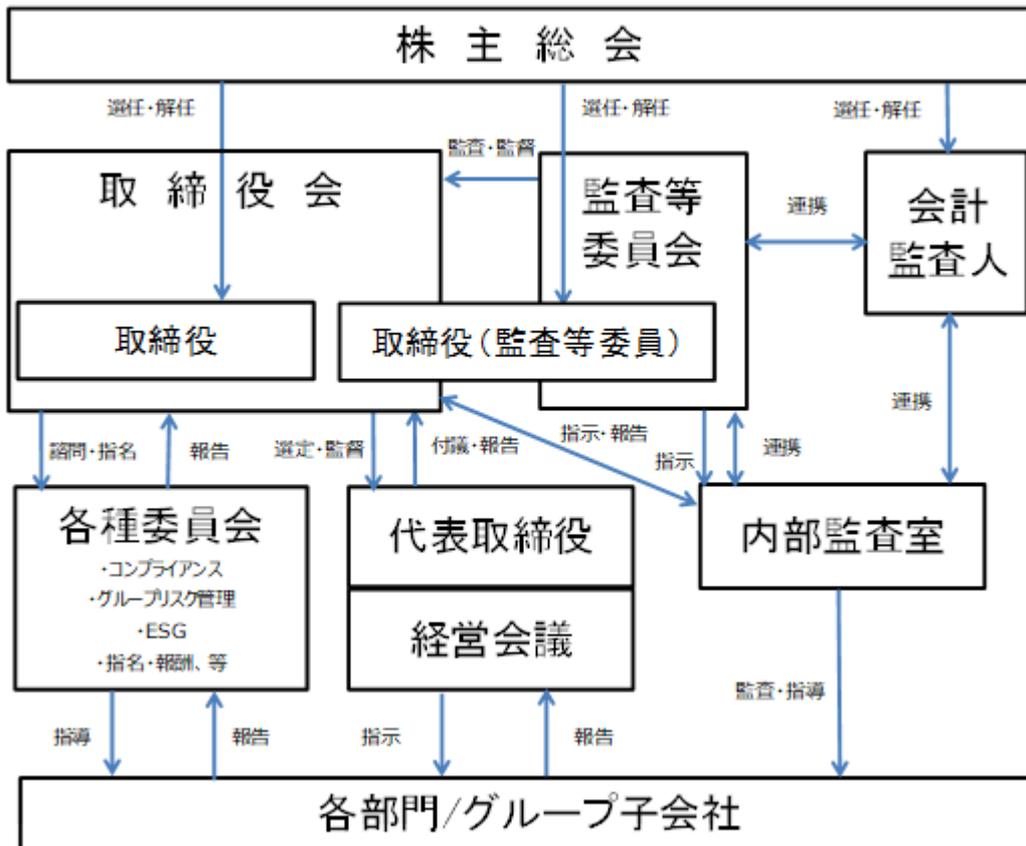
代表取締役
取締役（監査等委員である取締役を除く。）
本部長
内部監査室長
リーガル&コンプライアンス室長
委員長が必要と認めた者

ESG委員会は以下の委員によって構成されております。

代表取締役
取締役（監査等委員である取締役を除く。）
グループ執行役員
リーガル&コンプライアンス室長
委員長が必要と認めた者

会社の機関及び内部統制システムは、概ね以下のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制



企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の有効性と効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、法令遵守の観点から、内部統制システムの充実に努めております。当社が定める「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（2020年6月9日改正）」は、以下の通りです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、意思決定及び業務執行の適法性、妥当性を監視する機能を強化し充実するため、独立した社外取締役を招聘してこれを構成する。また独立した社外取締役が構成員の過半数となる監査等委員会の監査等により、業務執行の適法性・妥当性の監視を行う。

(2) 社外取締役のうち、証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を充たす者については、原則としてその届出を行う。

(3) 業務執行取締役は法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、業務執行取締役は年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令及び諸規則への理解を深める。

(4) 国内外の諸法規等を遵守するため、取締役会直轄の組織としてコンプライアンス部門を設け、法令等遵守の状況については、当該部門が主催する委員会での審議を経て定期的に取締役会にて報告する。

(5) 取締役の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長、ゼネラルカウンセラー及び監査等委員会事務局とし、外部窓口は法律事務所とすることにより、役職員から通報や相談を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存・管理する。

株主総会議事録

取締役会議事録

監査等委員会議事録

その他文書規程及び経理規程に定める文書

(2) 取締役から閲覧の要請があった場合、担当部署はいつでも当該要請のあった文書、情報を閲覧又は謄写に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 業務執行取締役は、リスク管理体制構築の重要性に鑑み、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理体制を整備する。

(2) リスク管理担当部署は、リスクの把握と管理に努める。また、それらの結果を必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 取締役会は個々のリスクに対して、必要に応じて対応方針を審議し、適切な対策を講じる。

(4) 地震や風水害等の自然災害、或いは火事や停電、テロ行為等による被害に対しては、業務継続計画を予め整備し、事前対応に努めるとともに被害発生時の効果的な対応に備える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営方針や経営戦略等に関する経営上の重要な事項については、取締役会規程に基づいて協議を行い、決定する。また、業務執行取締役の権限及び責任の範囲については、組織規程及び業務分掌規程を定めることで、業務執行取締役が効率的に職務執行を行う体制を確保する。

(2) 事業展開における臨機応変な対応を可能とするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は一年とする。取締役は、意思決定に当たって善管注意義務が十分に果たされているかを相互に監視するとともに、効率性と健全性の確保に努める。

(3) 取締役会は毎月一回以上開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。月次の業績については、定例の取締役会にて報告され、レビューされる。

(4) 取締役会は、専門的な事項について調査、審議、立案、答申等を行う諮問機関として各種委員会を設置する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 使用人は、法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、各種の会議等を通じ経営理念の浸透を図る。

(2) 社内規程は法令の改廃等に合わせ随時見直し改定するとともに、これを全社員に告知徹底する。また、全社員は入社時及び年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令、諸規則及び社内規程への理解を深める。

(3) 国内外の諸法令及び社内規程を遵守するため、コンプライアンス部門が主催する委員会を設置してコンプライアンス体制を検証するとともに法令上の諸問題を調査、検討し、取締役会で対応方針を決定する。

(4) 社内で発生するコンプライアンスに関する諸問題は「インシデント・レポート」等により各部門からコンプライアンス部門及び内部監査部門に報告され、委員会で審議の後、取締役会及び監査等委員会に報告される。また、懲罰の要否を検討する必要がある場合には別途委員会において審議し、就業規則等に従い社内処分を行う。

(5) 使用人の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長、ゼネラルカウンセラー及び監査等委員会事務局とし、外部窓口は法律事務所とすることにより役職員から通報や相談を受ける。

(6) 取締役会直轄の内部監査部門が、使用人の職務の執行が諸法規、定款、社内規程及び企業倫理等に従って適かつ効率的に行われているかを監査し、取締役会及び監査等委員会に対して報告する。

(7) 取締役会は、財務報告にかかる内部統制が有効に機能するよう、全社的な統制・IT統制・業務プロセス統制に関する統制活動の文書化、内部統制の評価、有効性の判断、不備の是正等の活動を逐次モニターする。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ各子会社の経営については、子会社管理規程に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握し、必要に応じて取締役会に報告する。

(2) 取締役会は必要に応じて主要子会社の代表者から業務報告を直接受ける。

(3) 主要子会社において法令・諸規則を遵守するため、その規模や業態などに応じて、SPARX GROUP CODE OF ETHICS PROTOCOLに従い所定の事項を盛り込んだ各社ごとの社内規程を採択させる他、グローバルな視点から業務執行に関する法令遵守及びリスク管理を行う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務は内部監査部門が補助する。

(2) 内部監査部門に所属する使用人の異動、評価等人事全般の事項については監査等委員会の事前の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

(3) 監査等委員会より監査職務の遂行に必要な指示を受けた内部監査部門の使用人は、その指示に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとする。

8. 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社及び国内子会社においては、

(1) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

(2) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人は、監査等委員会及び内部監査部門から、会社の業務及び財産の状況の報告を求められたときは、速やかにこれを報告する。

(3) 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況を定期的に監査等委員会に報告する。

9. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（直接・間接を問わず）監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法の定めに基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査等委員会の監査等の環境整備の状況、監査等に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見を交換する。

(2) 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を行い、連携して監査を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査の結果の報告を受ける。また、効率的かつ効果的な監査を行うため、それぞれ連絡会議を開催する等により情報の共有に努める。

(3) 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要会議の議事録等を随時閲覧するとともに、必要に応じ、説明を求める。

(4) 監査等委員会は、当社グループ各社の監査業務にかかる情報共有、意見交換に努める。

12. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、所轄部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の経営者評価に関する基本原則」を策定し、取締役会が決定する年度基本方針に基づき、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制の整備、運用並びに評価を行う。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額であります。これは社外取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。また、保険料は全額当社が負担しております。

・取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を5名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

・取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が期待されている役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 0名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 グループCEO	阿部 修平	1954年5月10日生	1981年4月 株式会社野村総合研究所入所 1982年4月 野村證券株式会社へ転籍 1985年4月 アベ・キャピタル・リサーチ設立 代表取締役就任 1989年6月 当社代表取締役社長就任(現任) 2005年2月 Cosmo Asset Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) Director就任 2006年10月 スパークス・アセット・マネジ メント株式会社代表取締役社長就任 2008年12月 同社代表取締役会長就任 2009年6月 当社グループCIO就任 2010年4月 スパークス・アセット・マネジ メント株式会社CEO就任(現任) 2011年4月 同社代表取締役社長就任(現任) 当社グループCEO就任(現任) 2013年2月 Cosmo Asset Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) Director就任	注2	82,638,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 副社長 グループCOO	深見 正敏	1961年 9月27日生	1984年 4月 野村證券株式会社入社 1997年11月 スパークス投資顧問株式会社 (現 スパークス・グループ株式 会社)入社 1998年 5月 スパークス証券株式会社へ転籍 2002年 6月 同社代表取締役就任 スパークス・アセット・マネジメ ント投信株式会社(現 スパーク ス・グループ株式会社 取締役 (非常勤)就任 2006年10月 当社執行役員就任 2007年 6月 当社常務取締役就任 2008年 4月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社取締役就任 2008年10月 当社取締役就任 2009年 2月 スパークス証券株式会社代表取締 役社長就任 2010年 7月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社取締役就任 2012年 8月 スパークス・グリーンエナジー & テクノロジー株式会社代表取締役 就任 2014年 2月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社代表取締役就任 2014年 4月 スパークス・アセット・トラス ト&マネジメント株式会社代表 取締役社長就任 2014年 5月 当社取締役就任 2015年12月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社代表取締役常務執行 役員就任 2016年 1月 当社グループ執行役員就任 スパークス・アセット・トラス ト&マネジメント株式会社取締 役会長就任(現任) 2016年 5月 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. Director就任 2017年 4月 スパークス・グリーンエナジー & テクノロジー株式会社取締役会 長就任 2017年 6月 当社代表取締役就任 2019年 4月 当社代表取締役副社長 グループ Deputy CEO就任 スパークス・アセットマネジメ ント株式会社代表取締役副社長就 任(現任) スパークス・グリーンエナジー & テクノロジー株式会社取締役就 任(現任) 2021年 4月 当社代表取締役副社長 グループ COO就任(現任)	注 2	1,470,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役専務 グループCIO	藤村 忠弘	1963年12月27日生	1986年4月 日興証券投資信託委託株式会社 (現日興アセットマネジメント株式会社)入社 1999年7月 スパークス投資顧問株式会社 (現 スパークス・グループ株式会社)入社 2006年10月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社運用調査部 シニア・ファンド・マネージャー 就任(現任) 2007年4月 同社運用調査部長就任 2010年4月 同社運用調査本部長 兼 株式運用 部長就任 2010年6月 同社取締役就任 2013年4月 同社CIO就任(現任) 2015年12月 同社常務執行役員就任 2016年9月 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.Director就任 2017年6月 当社取締役就任 グループ執行役員就任 2018年12月 SPARX Asia Investment Advisors Limited Director就任(現任) 2019年4月 当社グループ専務執行役員就任 当社グループCIO就任(現任) 2021年4月 当社代表取締役専務就任(現任) スパークス・アセット・マネジ メント株式会社代表取締役専務就任 (現任)	注2	459,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	木村 一義	1943年11月12日生	1967年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社	注3	200,000
			1996年6月 同社取締役就任		
			2000年3月 同社取締役副社長就任		
			2001年1月 日興アセットマネジメント株式会社取締役副社長就任		
			2001年6月 同社取締役社長就任		
			2002年1月 同社取締役会長就任		
			2003年6月 日興アントファクトリー株式会社取締役会長就任		
			2004年3月 株式会社シンプルクス・インベストメント・アドバイザーズ取締役会長就任		
			2005年6月 日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)取締役会長就任		
			2007年2月 株式会社日興コーディアルグループ代表執行役会長就任		
			2009年10月 日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)取締役会長就任		
			2010年4月 同社顧問就任		
			2011年6月 日立工機株式会社取締役就任		
			2012年4月 株式会社ラ・ホールディングス代表取締役会長兼社長就任 株式会社ビックカメラ顧問就任		
			2012年5月 株式会社ベスト電器取締役就任		
			2012年6月 当社監査役就任(現任) スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任) 大和ハウス工業株式会社取締役就任(現任)		
			2012年11月 株式会社ビックカメラ取締役就任 株式会社コジマ取締役就任		
			2013年2月 同社代表取締役会長就任		
			2013年9月 同社代表取締役会長兼社長 代表執行役員就任		
			2020年6月 当社社外取締役 監査等委員就任(現任)		
2020年9月 株式会社ビックカメラ代表取締役社長社長執行役員(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	能見 公一	1945年10月24日生	1969年4月 農林中央金庫入庫 1999年6月 同金庫 常務理事就任 2002年6月 同金庫 専務理事就任 2004年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長就任 2006年6月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長就任 2007年2月 同行代表取締役会長兼CEO就任 2009年7月 株式会社産業革新機構代表取締役兼社長CEO就任 2015年7月 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問就任(現任) 2016年3月 西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役就任(現任) 2016年6月 コニカミノルタ株式会社社外取締役就任 2017年6月 当社社外取締役就任 2020年6月 当社社外取締役 監査等委員就任(現任) スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任)	注3	-
取締役 (監査等委員)	中川 俊彦	1951年9月30日生	1974年4月 野村證券株式会社入社 1997年6月 同社取締役就任 2001年5月 同社常務取締役就任 2001年6月 同社顧問就任 2001年7月 あいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)常務執行役員就任 2008年4月 同社専務執行役員就任 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社専務執行役員就任 2014年4月 オフィス中川代表就任 2014年11月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社顧問就任 2015年4月 株式会社オフィス中川代表取締役社長就任(現任) 2015年6月 当社社外取締役就任 2020年6月 当社社外取締役 監査等委員就任(現任) スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任) あすか少額短期保険株式会社 社外監査役就任(現任)	注3	100,000
計					

(注) 1. 取締役 木村一義、能見公一及び中川俊彦は、社外取締役であります。
 2. 2021年6月8日開催の定時株主総会終結の時から1年間
 3. 2020年6月9日開催の定時株主総会終結の時から2年間
 4. 2020年6月9日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

社外役員の状況

当社の監査等委員である取締役3名はいずれも社外取締役であります。

社外取締役の木村一義氏は、長年に亘る企業経営者としての豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点、また内部統制システムの確立及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から当社の経営に貢献していただけると判断し、当社社外取締役として選任しております。

社外取締役の能見公一氏は、投資活動を通じた新規事業の育成、企業再生支援等や金融業界における企業経営者としての豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点、また内部統制システムの確立及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から当社の経営に貢献していただけると判断し、当社社外取締役として選任しております。

社外取締役の中川俊彦氏は、金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点、また内部統制システムの確立及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から当社の経営に貢献していただけると判断し、当社社外取締役として選任

しております。当社と監査等委員である社外取締役3名との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役3名は全員監査等委員である社外取締役であり、監査等委員会は当該社外取締役3名で構成されています。

社外取締役は、主として取締役会に出席することを通じ、また代表取締役と会合を持ち、意見交換する他、必要に応じて監査部署その他社内各部署からの情報提供や連携を通じ、経営全般の監督・監視を行う体制としております。

内部監査室は、監査等委員会の事務局となっており、監査等委員会が効率的な監査を実施できる体制としております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の監査の状況

当社は2020年6月9日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員会による監査は、経験豊富かつ独立性の強い社外取締役3名によって実施され、日常的監査業務の他に取締役会をはじめとする重要会議への出席・各種提言を通じ、業務執行の適法性・妥当性の監視を行います。また、監査等委員である取締役は代表取締役及び経営幹部と定期的に会合を持ち、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見交換を行います。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。なお、下記は、監査等委員会設置会社移行後の開催回数及び出席回数であります。

氏名	開催回数	出席回数
木村 一義	14回	14回
能見 公一	14回	14回
中川 俊彦	14回	14回

監査等委員会における主な検討事項としては、企業集団としてのグループリスク管理、内部統制システムの運用状況、グループ会社の業務運営状況、KAMに関する対象事項、会計監査人の再任などであり、監査等委員会において検討を行い必要に応じて監査法人との意見交換を実施致しました。

内部監査の状況

内部監査は、業務執行から独立した取締役会直轄の内部監査室において室長1名及び担当者を1名選任しており、必要に応じて外部業者を利用し、当該内部監査室長を責任者とする内部監査体制を整備しております。取締役会が承認した年度監査計画に従い、各部門の業務執行が法令・定款諸規則及び企業倫理等に従って適正かつ効率的に行われているかを監査し、その結果を取締役に報告しております。

監査等委員会は、内部監査結果については内部監査室から随時、会計監査人の監査結果については定期的に会計監査人から、それぞれ監査結果の報告を速やかに受ける等、相互に連携をしております。また内部監査室も、会計監査人の監査結果については定期的に会計監査人から報告を受ける等、相互連携に努めております。

その他、監査等委員会及び内部監査室は、リーガル&コンプライアンス室と定期的に会合を持ち、内部統制の更なる改善点などについて意見交換を行います。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

10年

c. 業務を執行した公認会計士

岩部 俊夫
市川 克也

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他21名であります。

e. 監査法人の選定の方針と理由

監査等委員会設置会社移行前の監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を次のように定めております。

1) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任することができるものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不信任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

2) 監査等委員会による監査法人の評価及び選定の理由

監査等委員会は、監査法人の評価について、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針に基づき会計監査人の評価及び選定基準等に照らした上で、監査法人の品質管理、監査チーム体制、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査及び不正リスク等の評価基準項目について具体的に検討いたしました。

以上の評価をもとに審議の結果、EY新日本有限責任監査法人の職務遂行状況、独立性及び専門性について問題ないものと判断し、会計監査人の再任を決定しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	22	-	25	-
連結子会社	5	7	5	6
計	28	7	31	6

連結子会社における非監査業務の内容は、分別保管に関する内部管理体制検証業務及びグローバル投資パフォーマンス基準の検証に係る業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	20	0	19	0
計	20	0	19	0

連結子会社における非監査業務の内容は、法人税等の確定申告書のレビュー及び相談業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社の規模、監査計画の妥当性、業界の特性等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役等及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、監査時間数や人員体制などの監査計画の内容、監査の実施状況、監査報酬の推移及び当該事業年度の報酬見積りの内容を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等

a. 取締役の報酬等の決定に関する方針の内容及び決定方法

・方針の決定方法

取締役会の任意の諮問機関である任意の指名・報酬委員会において議論し、同委員会から答申された結論を尊重して2021年2月19日開催の取締役会において決議しております。なお同指名・報酬委員会は、代表取締役社長を委員長とし、全ての社外取締役（3名）を委員として構成されております。委員である社外取締役は、いずれも企業経営者としての経験および他の上場会社等の社外役員の経験が豊富であること等から、役員報酬に関する深い見識を有しており、建設的な議論が行われております。

・方針の内容の概要

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけ、当社グループのミッション、ビジョンに共感し、“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観を共有し、高い知見・見識を備え、優れた人間性を有する者が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて動機付けられるよう、また金銭的なモチベーションだけでなく、仕事のやりがい等の非金銭的なモチベーションも強く感じることで、役員報酬制度を構築し、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で報酬等を決定しております。

役員報酬の具体的な内容は、()固定報酬、()短期業績連動報酬（業績賞与）、()中長期業績連動報酬の3つから構成されています。当社グループの主たる事業である投信投資顧問業は、業績が経済情勢や相場環境によって大きな影響を受けることから、固定報酬の比率を相対的に低く抑え、逆に短期及び中長期業績連動報酬の割合を相対的に高くすることでステークホルダーと利害が一致するよう努めております。具体的には、目標が概ね達成された場合にこの比率が3：7程度になるように報酬制度を設計しています。また、トータルとしての報酬水準は、報酬コンサルタントなど外部の第三者から提供を受けた東証一部上場会社の役員報酬に関するデータや日本に所在する運用会社の役員報酬に関するデータなどを参考にして同業他社に比して魅力的で、優秀な人材を惹きつけるに足る市場競争力ある水準となるように留意しております。

()固定報酬

当社は持株会社であり、当社の取締役にと主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として常勤・非常勤の別、役職に応じた固定報酬額のみとしております。

また、グループの事業子会社役員等を兼務し、グループにおける業務執行にも責任を持つ当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）への報酬等は、グループ全体に対する職責等に応じて各人の報酬等の総額を決定した上で、上述した持株会社である当社における固定報酬額を控除し、残額を兼務する事業子会社において固定報酬等として支給しております。なお、当該固定報酬は、12等分した定額を、毎月金銭にて支給しております。

()短期業績連動報酬（業績賞与）

当社グループ業績に関する計数の状況を分析し、更に株主への還元総額や内部留保額、来期以降の経営環境や経営計画・資金計画、業績見通しなど総合的に勘案した上で、前年度賞与支給実績との比較等から、年度グループ利益の一定割合をグループ全役職員の賞与原資として決定します。合わせて、その賞与原資に占める取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する賞与配分割合も決定します。

次に、下記当社グループの重要な経営指標の目標と実績を比較する他、グループ業務執行への貢献度合い、個人目標の達成度合い等、役位別担当業務別に評価ウェイトを変え、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の評価を定量及び定性の両面から行います。

- ・効率性：ROE
- ・安定性：基礎収益力
- ・収益性：営業利益
- ・最も基本的な経営指標：AUM純流入額

最後にこの評価に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績賞与額を決定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）が兼務する事業子会社において業績賞与を支給します。なお、当該業績賞与は翌年度初めに金銭で支給しております。

()中長期業績連動報酬

当社グループの中長期的な成長へのコミットメントをより確実なものとするため、中長期目標の達成度合いおよび個人目標の達成度合いに応じて、当社株式を取得することを前提にした、当社株価連動報酬を支給しております。なお当該報酬に関する中長期目標や役位別に異なる株式付与マトリックスについても、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会において議論され、その結論を取締役に於て決議しております。

また当該報酬は、連結会計年度末に報酬算定の前提となる株式数を決定した後、実際の報酬支給時まで3年間の留保期間を設けており、最終的な支給額は3年後の株価によって確定すること、またその時点で株式の取得を前提としていること、更に当該留保期間に、当社グループの各種規則に定める遵守事項および義務に違反する行為を行ったことが判明した場合、取締役を解任された場合や取締役を辞任した場合には支給されないこと等から、株主などステークホルダーとの利害が中長期的に一致した報酬であると考えております。なお、代表取締役社長については、すでに保有株式数が一定以上に達していることから、当該報酬の支給対象に含まれておりません。

・当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会における議論が、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、また十分に多角的な検討がなされていること等を確認した上で、指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 取締役の報酬等の決定権限を有する者の名称とその権限の内容及び範囲

取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会における議論、結論を受けて、取締役会で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を決定しております。

c. 当事業年度における取締役の報酬等の決定に関する取締役会及び委員会等の活動

取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会は、代表取締役社長が委員長を務め、全ての社外取締役が委員として参加しております。当社の社外取締役は、企業経営者としての経験及び他の上場会社等の社外役員の経験が豊富であること等から、役員報酬に関する資本市場からの期待について深い見識を有しており、建設的な議論がなされております。

「a. 取締役の報酬等の決定に関する方針の内容及び決定方法」の内容については、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会において全て議論され、その結論を取締役に決定しております。

なお、当事業年度に関連する指名・報酬委員会は、以下の通り開催・議論しております。

開催時期	出席状況	主な議題
2020年3月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 東証上場会社の役員報酬サーベイ/同業他社の報酬サーベイの報告 2019年度取締役・グループ執行役員の個人別評価及び短期業績連動報酬額 2020年度取締役・グループ執行役員体制及び2020年6月株主総会における取締役選任議案 2020年度取締役・グループ執行役員の固定報酬額 2020年度中長期業績連動報酬の職位別ポイントマトリックス及び目標についての考え方 2020年度取締役・グループ執行役員の短期業績連動報酬を決定する評価項目についての考え方
2020年10月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度取締役・グループ執行役員の短期業績連動報酬を決定する評価項目についての考え方及びその途中経過
2021年1月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 2021年度取締役・グループ執行役員体制について 「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の確認 2020年度取締役・グループ執行役員の短期業績連動報酬を決定する評価項目についての考え方及びその途中経過 2021年度以降の中長期業績連動報酬の職位別ポイントマトリックス及び目標についての考え方
2021年3月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 東証上場会社の役員報酬サーベイ/同業他社の報酬サーベイの報告 2020年度取締役・グループ執行役員の個人別評価及び短期業績連動報酬額 2021年度取締役・グループ執行役員体制及び2021年6月株主総会における取締役選任議案 2021年度取締役・グループ執行役員の固定報酬額 2021年度中長期業績連動報酬の職位別ポイントマトリックス及び目標についての考え方 2021年度取締役・グループ執行役員の短期業績連動報酬を決定する評価項目についての考え方

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等

当社の監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

当社は持株会社であり、当社の監査等委員である取締役に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として固定報酬額のみとしております。また、グループの事業子会社の監査役を兼務する当社の監査等委員である取締役の報酬等は、持株会社である当社における固定報酬額に加え、兼務する事業子会社における監査役の協議によって決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	27	27	-	-	-	3
監査等委員(社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く。)	2	2	-	-	-	1
社外役員	25	25	-	-	-	4

(注) 1. 当社は、2020年6月9日開催の第31回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に取締役として受けた報酬額を含めております。

3. 監査役(社外監査役を除く)に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。

4. 社外役員に対する報酬額は、2020年6月9日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役(1名)を含めております。

5. 上記以外に、当事業年度において、社内役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は344百万円であり、そのうち92百万円は固定報酬、252百万円は業績連動報酬であります。

6. 上記以外に、当事業年度において、社外役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は3百万円であり、その全額は固定報酬であります。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等
深見 正敏	154	取締役	提出会社	10	-	-	-
		取締役	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	30	113	-	-
藤村 忠弘	142	取締役	提出会社	8	-	-	-
		取締役	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	29	105	-	-

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	428	7	781
非上場株式以外の株式	1	41	1	30

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	- (369)
非上場株式以外の株式	1	-	8

(注)「評価損益の合計額」の()は、外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である投信投資顧問業を営む会社の連結財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入や会計基準設定主体等の行う研修への参加のほか、適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル等を整備しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	18,474	19,935
前払費用	178	220
未収入金	923	1,209
未収還付法人税等	12	1
未収委託者報酬	1,020	1,048
未収投資顧問料	644	903
預け金	202	202
その他	623	20
流動資産計	22,079	23,541
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,168	1,105
工具、器具及び備品(純額)	1,323	1,145
機械及び装置(純額)	1,491	1,456
車両運搬具(純額)	10	10
土地	71	72
リース資産(純額)	181	197
建設仮勘定	272	-
有形固定資産合計	1,409	878
無形固定資産		
ソフトウェア	22	15
営業権	1,746	-
無形固定資産合計	1,769	15
投資その他の資産		
投資有価証券	2,375,547	2,311,948
長期貸付金	-	1,010
差入保証金	201	91
長期前払費用	367	64
退職給付に係る資産	2	6
繰延税金資産	329	432
投資その他の資産合計	8,448	13,552
固定資産計	11,628	14,445
資産合計	33,707	37,986

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,000	2,000
1年内返済予定の長期借入金	-	3 5,000
未払手数料	270	307
未払金	2,628	1,436
未払法人税等	577	1,905
預り金	98	159
株式給付引当金	-	114
長期インセンティブ引当金	-	75
その他	296	366
流動負債計	5,872	11,363
固定負債		
長期借入金	3 7,000	2,000
株式給付引当金	254	364
長期インセンティブ引当金	68	145
繰延税金負債	55	669
その他	117	168
固定負債計	7,497	3,347
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	4 0	4 0
特別法上の準備金合計	0	0
負債合計	13,369	14,710
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,587	8,587
資本剰余金	2,555	2,555
利益剰余金	11,448	13,116
自己株式	3,549	3,549
株主資本合計	19,041	20,709
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	207	1,516
為替換算調整勘定	900	1,048
退職給付に係る調整累計額	3	1
その他の包括利益累計額合計	696	2,566
非支配株主持分	600	0
純資産合計	20,338	23,276
負債・純資産合計	33,707	37,986

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,094	5,903
投資顧問料	6,665	6,823
その他営業収益	716	1,568
営業収益計	12,476	14,295
営業費用及び一般管理費	7,996	7,946
営業利益	4,479	6,349
営業外収益		
受取利息	44	17
受取配当金	4	4
為替差益	-	26
投資事業組合運用益	155	142
雑収入	31	35
営業外収益計	236	227
営業外費用		
支払利息	61	64
為替差損	128	-
支払手数料	8	21
持分法による投資損失	44	278
雑損失	49	21
営業外費用計	292	386
経常利益	4,423	6,189
特別利益		
投資有価証券売却益	46	-
特別利益計	46	-
特別損失		
投資有価証券評価損	336	46
投資有価証券売却損	81	-
減損損失	82	97
特別損失計	500	144
税金等調整前当期純利益	3,969	6,044
法人税、住民税及び事業税	1,306	2,668
法人税等調整額	360	92
法人税等合計	1,666	2,576
当期純利益	2,302	3,468
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	2,301	3,468

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	2,302	3,468
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	446	1,723
為替換算調整勘定	242	147
退職給付に係る調整額	5	1
その他の包括利益合計	695	1,869
包括利益	1,606	5,338
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,605	5,338
非支配株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,585	2,554	11,189	3,204	19,125
当期変動額					
新株の発行	1	1			2
剰余金の配当			2,043		2,043
親会社株主に帰属する当期純利益			2,301		2,301
自己株式の取得				345	345
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1	1	258	345	84
当期末残高	8,587	2,555	11,448	3,549	19,041

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	239	1,143	9	1,392	2	499	21,020
当期変動額							
新株の発行							2
剰余金の配当							2,043
親会社株主に帰属する当期純利益							2,301
自己株式の取得							345
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	446	242	5	695	2	100	597
当期変動額合計	446	242	5	695	2	100	682
当期末残高	207	900	3	696	-	600	20,338

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,587	2,555	11,448	3,549	19,041
当期変動額					
剰余金の配当			1,825		1,825
親会社株主に帰属する当期純利益			3,468		3,468
連結範囲の変動			25		25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			1,668		1,668
当期末残高	8,587	2,555	13,116	3,549	20,709

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	207	900	3	696	600	20,338
当期変動額						
剰余金の配当						1,825
親会社株主に帰属する当期純利益						3,468
連結範囲の変動						25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,723	147	1	1,869	600	1,269
当期変動額合計	1,723	147	1	1,869	600	2,937
当期末残高	1,516	1,048	1	2,566	0	23,276

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,969	6,044
減価償却費	264	282
減損損失	82	97
株式給付引当金の増減額（は減少）	77	223
受取利息及び受取配当金	49	22
支払利息	61	64
支払手数料	8	21
為替差損益（は益）	112	12
持分法による投資損益（は益）	44	278
有価証券及び投資有価証券売却損益（は益）	35	-
有価証券及び投資有価証券評価損益（は益）	336	46
投資事業組合運用損益（は益）	155	142
未収入金の増減額（は増加）	128	243
未収委託者報酬・未収投資顧問料等の増減額（は増加）	18	284
未払金及び未払費用の増減額（は減少）	98	366
預り金の増減額（は減少）	62	60
その他	231	297
小計	4,865	7,564
利息及び配当金の受取額	49	20
利息の支払額	61	64
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	317	1,402
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,535	6,118
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の増減額（は増加）	579	249
無形固定資産の取得による支出	2	-
長期貸付けによる支出	-	1,010
有価証券の取得による支出	-	250
有価証券の売却による収入	-	250
投資有価証券の取得による支出	5,387	2,154
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,728	1
投資事業組合等の出資金の払戻による収入	233	0
投資事業組合からの分配による収入	493	487
その他	66	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,581	2,900
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	0	-
短期借入金の増減額（は減少）	2,000	-
配当金の支払額	2,043	1,822
自己株式の取得による支出	348	-
非支配株主からの払込みによる収入	100	-
その他	5	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	297	1,844
現金及び現金同等物に係る換算差額	334	177
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,321	1,550
現金及び現金同等物の期首残高	17,152	18,474
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	88
現金及び現金同等物の期末残高	18,474	19,935

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

SPARX Overseas, Ltd.
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.
スパークス・アセット・マネジメント株式会社
SPARX Asia Capital Management Limited
SPARX Asia Investment Advisors Limited
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社
スパークス・AI&テクノロジーズ・インベストメント株式会社
SPARX Capital Investments, Inc.
スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社
その他4社

上記のうち、スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社につきましては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

SGET Shinan MegaSolar Co., Ltd.につきましては、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

SGET岩泉ウインドファーム合同会社につきましては、当連結会計年度において、持分比率が減少したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数及び名称

株式会社シグマアイ

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SPARX Asia Capital Management Limitedを含む5社の決算日は12月31日であり、そのほか1社の決算日は11月30日、その他1社の決算日は9月30日です。

上記のうち11月30日を決算日とする連結子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表等を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また9月30日及び12月31日を決算日とする連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表等を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

（投資事業組合等への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～48年
工具、器具及び備品	3～10年
機械及び装置	17～22年
車両運搬具	6年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ 長期インセンティブ引当金

国内子会社の役員等に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、一部の在外子会社における役職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務に比して年金資産の方が大きいことから、連結貸借対照表上は退職給付に係る資産として記載しております。

費用処理されていない数理計算上の差異等の未認識額は、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

八 ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動についてリスクのない定期預金等としております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ハ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定でありませ

(表示方法の変更)
該当事項はありません。

(追加情報)
(株式付与ESOP信託)

グループ従業員(当社及び当社子会社5社(スパークス・アセット・マネジメント株式会社、スパークス・グリーンエネルギー&テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社、スパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社及びスパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社、以下「グループ子会社」という。)の従業員)に業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与ESOP信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。なお、当社は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第30号(平成27年3月26日)の指針に従って会計処理を行っております。

取引の概要

本制度は、予めグループ子会社が定めた株式交付規程に基づき、一定の要件を満たしたグループ従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。グループ子会社は、従業員に対し当社グループの業績や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補であるグループ従業員の意思が反映される仕組みであり、経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度642百万円及び3,000,000株、当連結会計年度642百万円及び3,000,000株であります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	236百万円	306百万円
工具、器具及び備品	267百万円	332百万円
機械及び装置	119百万円	154百万円
車両運搬具	5百万円	6百万円
リース資産	86百万円	99百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式等)	457百万円	178百万円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	30百万円	41百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	-百万円	5,000百万円
長期借入金	5,000百万円	-百万円

4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。

金融商品取引責任準備金・・・金融商品取引法第46条の5

(連結損益計算書関係)

営業費用及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払手数料	1,857百万円	1,690百万円
給料及び賞与	2,746百万円	3,016百万円
株式給付引当金繰入額	77百万円	223百万円
長期インセンティブ引当金繰入額	4百万円	151百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	514百万円	2,327百万円
組替調整額	26百万円	- 百万円
税効果調整前	488百万円	2,327百万円
税効果額	41百万円	603百万円
その他有価証券評価差額金	446百万円	1,723百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	242百万円	147百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	5百万円	1百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	5百万円	1百万円
税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	5百万円	1百万円
その他の包括利益合計	695百万円	1,869百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	209,571,400	6,000	-	209,577,400
合計	209,571,400	6,000	-	209,577,400
自己株式				
普通株式 (注) 2	8,237,210	1,500,000	-	9,737,210
合計	8,237,210	1,500,000	-	9,737,210

(注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の増加6,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

(注) 2 普通株式の自己株式の株式数の増加1,500,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。なお、株式付与ESOP信託が所有する当社株式が、当連結会計年度期首株式数に3,000,000株、当連結会計年度末株式数に3,000,000株含まれております。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1.				当連結会 計年度末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第11回新株予約権(注) 2.	普通株式	6,000	-	6,000	-	-
	合計	-	6,000	-	6,000	-	-

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 第11回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月5日 定時株主総会	普通株式	2,043	10.00	2019年3月31日	2019年6月6日

(注) 1. 2019年6月5日定時株主総会による配当金の総額には、株式給付信託に残存する自社の株式に対する配当金30百万円が含まれております。

2. 1株当たり配当額10円には、創業30周年記念配当3円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月9日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,825	9.00	2020年3月31日	2020年6月10日

(注) 1. 2020年6月9日定時株主総会による配当金の総額には、株式給付信託に残存する自社の株式に対する配当金27百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	209,577,400	-	-	209,577,400
合計	209,577,400	-	-	209,577,400
自己株式				
普通株式（注）	9,737,210	-	-	9,737,210
合計	9,737,210	-	-	9,737,210

（注）株式付与ESOP信託が所有する当社株式が、当連結会計年度期首株式数に3,000,000株、当連結会計年度末株式数に3,000,000株含まれております。

2．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年 6月 9日 定時株主総会	普通株式	1,825	9.00	2020年 3月31日	2020年 6月10日

（注）2020年 6月 9日定時株主総会による配当金の総額には、株式給付信託に残存する自社の株式に対する配当金27百万円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年 6月 8日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,231	11.00	2021年 3月31日	2021年 6月 9日

（注）2021年 6月 8日定時株主総会による配当金の総額には、株式給付信託に残存する自社の株式に対する配当金33百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	18,474百万円	19,935百万円
現金及び現金同等物	18,474百万円	19,935百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い債券及び預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については主として銀行借入によっております。また、デリバティブは金利等によるリスクの回避に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主にファンドへのシードマネーや投資事業有限責任組合への出資です。ファンドは時価のある有価証券であることから、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

借入金のうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利の変動リスクをヘッジするため、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、4 会計方針に関する事項、(6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりです。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（下記（注）2.参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
(1) 現金・預金	18,474	18,474	-
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	4,453	4,453	-
(3) 未収入金	923	923	-
(4) 未収委託者報酬	1,020	1,020	-
(5) 未収投資顧問料	644	644	-
資産計	25,516	25,516	-
負債			
(1) 短期借入金	2,000	2,000	-
(2) 未払手数料	270	270	-
(3) 未払金	2,628	2,628	-
(4) 長期借入金	7,000	6,995	4
負債計	11,898	11,894	4
デリバティブ取引(*)	-	-	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
(1) 現金・預金	19,935	19,935	-
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	7,915	7,915	-
(3) 未収入金	1,209	1,209	-
(4) 未収委託者報酬	1,048	1,048	-
(5) 未収投資顧問料	903	903	-
資産計	31,012	31,012	-
負債			
(1) 短期借入金	2,000	2,000	-
(2) 未払手数料	307	307	-
(3) 未払金	1,436	1,436	-
(4) 長期借入金(*1)	7,000	6,998	1
負債計	10,743	10,742	1
デリバティブ取引(*2)	-	-	-

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(3) 未収入金、(4) 未収委託者報酬、並びに(5) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

シードマネーとしての投資信託等は公表される基準価額又は合理的に算定された価格、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払手数料及び(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	787	478
投資事業組合等への出資	2,306	3,553

これら(非連結子会社及び関連会社への出資を含む)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	18,474	-	-	-
未収入金	923	-	-	-
未収委託者報酬	1,020	-	-	-
未収投資顧問料	644	-	-	-
合計	21,062	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	19,935	-	-	-
未収入金	1,209	-	-	-
未収委託者報酬	1,048	-	-	-
未収投資顧問料	903	-	-	-
合計	23,096	-	-	-

(注) 4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	5,000	-	2,000	-	-
リース債務	66	16	-	-	-	-
合計	2,066	5,016	-	2,000	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,000	-	-	-	-	-
長期借入金	5,000	-	2,000	-	-	-
リース債務	31	16	16	17	13	-
合計	7,031	16	2,016	17	13	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,070	1,012	57
	小計	1,070	1,012	57
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	30	50	20
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	3,353	3,733	380
	小計	3,383	3,784	400
合計		4,453	4,797	343

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	7,231	5,075	2,155
	小計	7,231	5,075	2,155
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	41	50	9
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	643	677	34
	小計	684	728	43
合計		7,915	5,803	2,112

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2,728	46	81
合計	2,728	46	81

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	250	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	1	0	-
合計	251	0	-

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券のうち時価のない株式について、前連結会計年度336百万円、当連結会計年度46百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、帳簿価額に対して実質価額が50%超下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(2)金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(3)株式関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(2)金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金	2,000	2,000	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金	2,000	2,000	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3)株式関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要
 一部の在外子会社は、役職員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。
 当該確定給付制度においては、退職者の給与と勤務年数に基づき、年金又は一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	63百万円	63百万円
勤務費用	13	12
利息費用	1	1
数理計算上の差異の発生額	4	1
退職給付の支払額	13	10
その他	5	6
退職給付債務の期末残高	63	75

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	68百万円	65百万円
期待運用収益	1	1
数理計算上の差異の発生額	0	0
事業主からの拠出額	16	10
退職給付の支払額	13	2
その他	6	6
年金資産の期末残高	65	81

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	63百万円	75百万円
年金資産	65	81
	2	6
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2	6
退職給付に係る負債	-	-
退職給付に係る資産	2	6
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2	6

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	13百万円	12百万円
利息費用	1	1
期待運用収益	1	1
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	12	11

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	4百万円	2百万円
その他	0	0
合 計	5	1

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	- 百万円	- 百万円
未認識数理計算上の差異	6	5
合 計	6	5

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	33.8%	33.3%
株式	1.0	-
現金及び預金	7.2	2.0
その他	58.0	64.7
合 計	100.0	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、役職員の予測残勤務期間における格付けAAの社債利回りを考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	2.9%	3.3%
長期期待運用収益率	3.1%	2.9%
予定昇給率	3.0%	3.0%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金 (注)	725百万円	479百万円
連結子会社への投資に係る一時差異	224	224
未払費用否認	219	276
未払事業税	68	115
株式給付引当金否認	79	149
長期インセンティブ引当金否認	21	67
投資有価証券評価損否認	228	268
その他有価証券評価差額金	123	14
その他	110	175
繰延税金資産小計	1,801	1,771
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	725	479
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	696	805
評価性引当額小計	1,421	1,285
繰延税金資産合計	379	486
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	87	690
その他	18	32
繰延税金負債合計	105	723
繰延税金資産及び負債の純額	273	236

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2020年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	262	47	50	40	36	288	725
評価性引当額	262	47	50	40	36	288	725
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(2)	39	46	40	36	38	278	479
評価性引当額	39	46	40	36	38	278	479
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
同族会社の留保金課税	4.9	0.1
海外子会社の税率差異等	3.8	4.6
評価性引当額の増減	1.2	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.2
持分法による投資損益	0.4	1.4
地方税繰越欠損金の期限切れ	0.2	4.2
税率変更による差異	0.1	0.0
外国子会社からの配当に係る源泉税等	-	0.6
税額控除	-	0.1
その他	0.3	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.0	42.6

(企業結合等関係)
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
 当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
 当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位:百万円)

日本	ケイマン	欧州	韓国	その他	合計
9,665	210	1,922	45	632	12,476

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産 (単位:百万円)

日本	韓国	香港	合計
1,309	33	66	1,409

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	1,825	投信投資顧問業

(注) なお、ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通して投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：百万円)

日本	ケイマン	欧州	韓国	その他	合計
10,924	99	2,485	84	700	14,295

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産 (単位：百万円)

日本	韓国	香港	その他	合計
746	103	27	0	878

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	1,519	投信投資顧問業

(注) なお、ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社 シグマイイ	東京都港区	100	量子アニー リングマシ ンの開発及 び環境提供	(所有) 直接 49.7	出資	出資引受	501	-	-

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	98.77円	116.47円
1株当たり当期純利益金額	11.48円	17.35円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	11.48円	-円

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の普通株式の期中平均株式数は前連結会計年度3,000,000株、当連結会計年度3,000,000株であります。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は前連結会計年度3,000,000株、当連結会計年度3,000,000株であります。
3. 当連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	2,301	3,468
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	2,301	3,468
普通株式の期中平均株式数(株)	200,445,378	199,840,190
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加額(株)	81	-
(うち新株予約権)(株)	(81)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

- (注) 5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	20,338	23,276
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	600	0
(うち新株予約権(百万円))	(-)	(-)
(うち非支配株主持分(百万円))	(600)	(0)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	19,738	23,276
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	199,840,190	199,840,190

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,000	2,000	0.23	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	5,000	0.84	
1年以内に返済予定のリース債務	66	31	3.53	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,000	2,000	0.77	2023年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	16	64	5.00	2023年～2025年
合計	9,082	9,096	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金及びリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、一部の連結子会社を除き、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、当該リース債務については平均利率の計算に含めておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	2,000	-	-
リース債務	16	16	17	13

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	2,709	6,031	10,253	14,295
税金等調整前四半期(当期) 純利益額(百万円)	899	2,390	4,386	6,044
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万 円)	528	1,405	2,616	3,468
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	2.64	7.03	13.09	17.35

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.64	4.38	6.06	4.26

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,484	5,846
未収入金	2,213	2,714
未収還付法人税等	12	-
前払費用	47	80
短期貸付金	580	80
その他	13	10
流動資産計	9,261	8,731
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具	0	0
土地	68	68
有形固定資産合計	69	68
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	1,700	11,583
関係会社株式	7,838	7,615
その他の関係会社有価証券	976	351
長期貸付金	-	1,010
差入保証金	27	22
その他	18	56
投資その他の資産合計	15,861	20,640
固定資産計	15,931	20,709
資産合計	25,193	29,440

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,000	2,000
1年内返済予定の長期借入金	-	15,000
未払金	2,834	2,789
未払法人税等	227	1,387
その他	34	46
流動負債計	3,096	9,224
固定負債		
長期借入金	17,000	2,000
繰延税金負債	55	669
その他	42	66
固定負債計	7,098	2,735
負債合計	10,194	11,960
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,587	8,587
資本剰余金		
資本準備金	130	130
その他資本剰余金	3,157	3,157
資本剰余金合計	3,288	3,288
利益剰余金		
利益準備金	561	743
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,317	6,893
利益剰余金合計	6,878	7,637
自己株式	3,549	3,549
株主資本合計	15,204	15,962
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	205	1,517
評価・換算差額等合計	205	1,517
純資産合計	14,998	17,480
負債・純資産合計	25,193	29,440

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
関係会社業務受託収入	1 442	1 486
投資事業組合管理収入	3,161	6 2,728
その他業務受託収入	2	1 57
営業収益計	3,606	3,272
営業費用及び一般管理費	1, 2 3,830	1, 2 3,396
営業損失()	223	123
営業外収益		
受取利息	7	6
受取配当金	1 3,659	1 3,298
為替差益	-	29
投資事業組合運用益	159	141
雑収入	12	32
営業外収益計	3,838	3,508
営業外費用		
支払利息	58	62
為替差損	74	-
支払手数料	8	21
雑損失	21	12
営業外費用計	163	96
経常利益	3,451	3,288
特別利益		
投資有価証券売却益	46	-
特別利益計	46	-
特別損失		
投資有価証券評価損	3 336	3 46
投資有価証券売却損	81	-
関係会社株式評価損	4 9	4 323
貸倒損失	5 232	5 157
特別損失計	660	527
税引前当期純利益	2,837	2,761
法人税、住民税及び事業税	476	167
法人税等調整額	466	10
法人税等合計	9	177
当期純利益	2,846	2,583

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余 金合計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	8,585	129	3,157	3,286	356	5,718	6,075	3,204	14,743	
当期変動額										
新株の発行	1	1		1					2	
剰余金の配当					204	2,247	2,043		2,043	
当期純利益						2,846	2,846		2,846	
自己株式の取得								345	345	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	1	1	-	1	204	599	803	345	460	
当期末残高	8,587	130	3,157	3,288	561	6,317	6,878	3,549	15,204	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	241	241	2	14,987
当期変動額				
新株の発行				2
剰余金の配当				2,043
当期純利益				2,846
自己株式の取得				345
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	447	447	2	449
当期変動額合計	447	447	2	11
当期末残高	205	205	-	14,998

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余 金合計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	8,587	130	3,157	3,288	561	6,317	6,878	3,549	15,204	
当期変動額										
剰余金の配当					182	2,008	1,825		1,825	
当期純利益						2,583	2,583		2,583	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	182	575	758	-	758	
当期末残高	8,587	130	3,157	3,288	743	6,893	7,637	3,549	15,962	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	205	205	14,998
当期変動額			
剰余金の配当			1,825
当期純利益			2,583
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,723	1,723	1,723
当期変動額合計	1,723	1,723	2,481
当期末残高	1,517	1,517	17,480

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法に基づく原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

(投資事業組合等への出資)

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 6年

無形固定資産

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準

適用指針第28号（2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

（株式付与ESOP信託）

株式付与ESOP信託に関する注記については、連結財務諸表「注記事項」（追加情報）に同一の内容が記載しているため、注記を省略しております。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りに関する注記については、連結財務諸表「注記事項」（追加情報）に同一の内容が記載しているため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
投資有価証券（株式）	30百万円	41百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	- 百万円	5,000百万円
長期借入金	5,000百万円	- 百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
未収入金	1,490百万円	2,094百万円
未払金	756百万円	655百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
関係会社業務受託収入	442百万円	486百万円
その他業務受託収入	- 百万円	4百万円
支払手数料	3,161百万円	2,729百万円
受取配当金	3,657百万円	3,296百万円

2 一般管理費に属する費用の割合は前事業年度16%、当事業年度18%であります。
 営業費用及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払手数料	3,203百万円	2,770百万円
給料及び賞与	317百万円	311百万円
事務委託費	126百万円	167百万円

3 投資有価証券評価損

実質価額が著しく下落し、その回復可能性があるとは認められない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものであります。

4 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

関係会社株式評価損は、連結子会社SPARX Global Investments (Myanmar) Co.,Ltd.及び SGET Shinan MegaSolar Co., Ltd.に対するものであります。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関係会社株式評価損は、連結子会社SPARX Global Investments (Myanmar) Co.,Ltd.及び株式会社シグマアイに対するものであります。

5 貸倒損失

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

貸倒損失は、連結子会社SPARX Global Investments (Myanmar) Co.,Ltd.に対する債権の放棄及び SGET Shinan MegaSolar Co., Ltd.に対する貸付金の一部債権放棄によるものであります。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

貸倒損失は、連結子会社SPARX Global Investments (Myanmar) Co.,Ltd.に対する債権の放棄によるものであります。

6 投資事業組合管理収入

損益計算書の「投資事業組合管理収入」には再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に、その売却益に一定料率を乗じて算出される成功報酬が282百万円含まれております。

(有価証券関係)

子会社株式及びその他の関係会社有価証券は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及びその他の関係会社有価証券の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及びその他の関係会社有価証券の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	7,838	7,615
その他の関係会社有価証券	976	351
計	8,815	7,966

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損否認	5,586百万円	5,722百万円
投資有価証券評価損否認	228	267
未確定債務否認	6	20
貸倒損失否認	71	44
繰越欠損金	629	358
その他有価証券評価差額金	123	14
その他の税務調整項目	253	253
繰延税金資産小計	6,899	6,680
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	629	358
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,232	6,301
評価性引当額小計	6,867	6,659
繰延税金資産合計	31	21
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	87	690
繰延税金負債合計	87	690
繰延税金負債の純額	55	669

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
同族会社の留保金課税	6.8	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2	5.3
地方税繰越欠損金の期限切れ	0.3	9.2
住民税均等割	0.0	0.0
評価性引当額の増減	0.0	3.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	39.1	36.3
税額控除	-	0.1
連結納税適用による差異	0.8	0.1
税率変更による差異等	0.1	0.0
外国子会社からの配当に係る源泉税等	-	1.2
その他	0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3	6.4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
車両運搬具	6	-	-	6	6	0	0
土地	68	-	-	68	-	-	68
有形固定資産計	74	-	-	74	6	0	68
無形固定資産							
ソフトウェア	0	-	-	0	0	0	0
無形固定資産計	0	-	-	0	0	0	0

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は、当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 (http://www.sparx.jp)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第31期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月22日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年6月22日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第32期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
2020年8月11日関東財務局長に提出
（第32期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
2020年11月11日関東財務局長に提出
（第32期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
2021年2月10日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）
2021年6月9日関東財務局長に提出
- (5) 訂正発行登録書（社債）
2020年10月2日関東財務局長に提出
2021年6月9日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月21日

スパークス・グループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 克也	印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスパークス・グループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬にかかる収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度の連結損益計算書において、会社が委託し各連結子会社が運用する又は連結子会社が運用する再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬が営業収益のうち投資顧問料及びその他営業収益に含まれており、その金額は1,534百万円、当該金額が営業収益に占める割合は10.7%である。</p> <p>再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬のうち主要なものは、その他営業収益に含まれる発電所スキームの組成の対価等として受ける一時的な報酬（アキュジションフィー）及び再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する投資顧問料に含まれる報酬である。</p> <p>アキュジションフィーの計算方法は事業計画の策定、工事業者の選定・管理、固定価格買取制度の認定手続、資金調達など、一連の発電所開発プロセスが成就した場合に、プロジェクトコストに一定料率を乗じて算出されるものであるが、収益認識時点である役務提供の完了時期について経営者の判断が必要となる可能性がある。</p> <p>また、連結子会社が運用する再生可能エネルギーファンドが、投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に、その売却益に一定料率を乗じて算出される成功報酬については、発電所の譲渡先が、他の連結子会社が運用する再生可能エネルギーファンドを含む候補先から選定される場合、取引先の選定及び投資対象である発電所の譲渡価額について経営者の判断が介入する可能性がある。なお、経営者は、譲渡価額の算定の際、取引価格の決定のために外部機関による評価を利用している。</p> <p>したがって、当監査法人は、会社が委託し各連結子会社が運用する又は連結子会社が運用する再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬を、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬について、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬のアクイジションフィープロセス及び投資顧問料プロセスに関連する内部統制を識別しテストした。 アクイジションフィー及び投資顧問料について、根拠としている計算方法が契約で定められた方法に従っていることを検討した。 アクイジションフィーの計算基礎となるプロジェクトコストに含まれる主要な費用について証憑突合を実施すると共に、役務提供の完了時期を検討するため、発電所開発のスケジュール及び進捗状況について所管部署に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。 再生可能エネルギーファンドを運用する連結子会社が、それぞれ適切な利益相反管理体制のもとで独立した意思決定が行われていることを検討するため、利益相反取引の管理体制に関する規程の閲覧、投資事業有限責任組合の運営に関連する会議体の議事録の閲覧、経営管理者に対する質問を実施した。 再生可能エネルギーファンドの投資対象の譲渡価額の算定の際、取引価格の決定のために利用している外部機関による評価に関して、評価方法及び発電量予測に基づく収益予測並びに割引率については、当監査法人のネットワーク・ファームの評価の専門家を関与させ検討した。また、外部の発電量予測のレポートと発電量予測に基づく収益予測と照合し、外部機関に対する質問を実施した。 再生可能エネルギーファンドの投資対象の譲渡取引において、投資事業有限責任組合契約に基づき双方のファンドの投資家に譲渡について必要な合意を得ていることを検討するため、承諾書や関連する会議体の議事録の閲覧を実施した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スパークス・グループ株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、スパークス・グループ株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月21日

スパークス・グループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 克也	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスパークス・グループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬にかかる収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の損益計算書において、再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬が営業収益のうち投資事業組合管理収入に含まれており、その金額は282百万円、当該金額が営業収益に占める割合は8.6%である。再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬は、再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬である。</p> <p>会社は再生可能エネルギーファンドの運用を子会社に委託しており、再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に、その売却益に一定料率を乗じて算出される成功報酬は、発電所の譲渡先が、他の子会社が運用する再生可能エネルギーファンドを含む候補先から選定される場合、取引先の選定及び投資対象である発電所の譲渡価額について会社及び子会社の経営者の判断が介入する可能性がある。なお、会社が運用を委託する子会社は、譲渡価額の算定の際、取引価格の決定のために外部機関による評価を利用している。</p> <p>したがって、当監査法人は、再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬を、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬について、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーファンドに関連する成功報酬の投資顧問料プロセスに関連する内部統制を識別しテストした。 投資事業組合管理収入について、根拠としている計算方法が契約で定められた方法に従っていることを検討した。 会社及び再生可能エネルギーファンドの運用を委託する子会社が、それぞれ適切な利益相反管理体制のもとで独立した意思決定が行われていることを検討するため、会社及び子会社の利益相反取引の管理体制に関する規程の閲覧、投資事業有限責任組合の運営に関連する会社及び子会社の会議体の議事録の閲覧、会社及び子会社の経営管理者に対する質問を実施した。 再生可能エネルギーファンドの投資対象の譲渡価額の算定の際、取引価格の決定のために子会社が利用している外部機関による評価に関して、評価方法及び発電量予測に基づく収益予測及び割引率については、当監査法人のネットワーク・ファームの評価の専門家を関与させ検討した。また、外部の発電量予測のレポートと発電量予測に基づく収益予測と照合し、外部機関に対する質問を実施した。 再生可能エネルギーファンドの投資対象の譲渡取引において、投資事業有限責任組合契約に基づき双方のファンドの投資家に譲渡について必要な合意を得ていることを検討するため、承諾書や関連する会社及び子会社の会議体の議事録の閲覧を実施した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。